

平成30年 第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成30年 12月10日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	吉田 篤夫
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

議事の経過

○議長（石田茂春）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め 60 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質するためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

始めに、10 番：平田 文夫 議員

○10番（平田文夫）

おはようございます。これから「一般質問」を始めますけど、町長は答弁できない時は所管の課長で結構でございますので、無理に責任を果たさなくてもよろしいんで。

2019 年度の町の予算編成について、お伺いいたします。

今、まさに予算編成に取り組んでいると思いますが、本町は上位事業として、合併特例債の活用期限が切れる平成 32 年度までの完了を目指して、新庁舎建設工事などの事業や公共下水道事業及び公共施設の老朽化対策などを着実に進めていくためには、それらの財源を多額の町債発行や基金からの繰り入れによって充てることが想定され、今後の「実質公債費比率」や「将来負担比率」などの財政指標は、急激に悪化していくことが予想されま

す。よって、このような厳しい財政状況を認識し、中長期的な視点に立った事業の取り組みを計画的に進めることが求められております。

予算編成に当たっては、安心して安全な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供し続けるといった基礎自治体の使命を十分認識するとともに、本町の最大の課題である「人口減少」や「少子高齢化対策」への対応などを、しっかりと説明し、一般会計、特別会計ともに2019年度当初予算要求に当たっては、まず、年度途中の増額補正は当初予算要求時に把握が困難なものを除き、できる限り行わないよう指示し、所要額を的確に把握させ要求を求め、なお、査定段階で削減されることを想定して上乗せ要求はしないことを求め、また、積算根拠のない「前年度と同額」の要求が例年多々見られることから是正を厳正に行い、見積徴取を行ったり、過去の決算額との比較を行い、金額が適正であるか事前に徹底協議し、検討を行った上で、各課に要求することを指示することが求められております。

町長は、2019年度予算編成に当たって、どのような指示をしたのか所見をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

今回の議会、「一般質問」におきましては、12名の議員の皆さんに質問をいただいております。ありがとうございます。

ただ今の、平田議員の分割質問一点目、「町長の予算編成方針について」のご質問にお答えします。

一点目の「予算編成の方向は」についてであります。本町は、合併時に比較すると、財政指標は改善され、また基金を造成することもできました。しかし、国や県の動向によっては、財政状況は急変する危険性をはらんでいることも変わりありません。特に本町の平成31年度の一般財源総額については、普通交付税の合併算定替えの縮減が最終年の5年目となるため、縮減額が約7億と前年に対して約2億円の減額が予定されるなど厳しい状況であり、大幅な財源不足が生じる見込みとなっております。

国と地方が一丸となって取り組むこととされている「地方創生」の実現に向け、事業目的及び方向性を明確にした上で、持続可能な財政運営の確立のため、歳出全般の効率化を図り、将来負担の軽減への取り組みを進め、財政の健全化と財源の重点配分を行い、明るい将来へ繋げる予算編成を行うこととしております。

○10番（平田 文夫）

ちょっと町長にお伺いしますけど、答弁できない時は事前に申し上げました、課長で結構でございます。

まず、実質公債比率というのは、自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用しております。18%以上だと新たな借金をするために、国や県の許可を要します。25%以上になると借金が制限されるという厳しい数値であります。

将来負担比率は、自治体の一般会計等が将来、負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。

そこで、町長にお伺いしますけど、財政健全化を図るためには何項目の課題を指示しているのか、お伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

何項目の目標を指示したかということですが、何項目という特別な項目別の指示ではございませんでして、財政が健全に運営されるための収支バランスをとるための事項と言いますか、全体的なバランスをとるよう各課長に指示をしております。

○10番（平田 文夫）

いや、それでは課長なんかが理解できないんじゃないですか。要するに、まず第一に予算というものが、この予算は町民が必要としているかどうか。次に、町政が行ってやるべきことなのか。それで行政で負担すべきものなのか。そして、民間に任せられないのか。最後に重要な事は、実施した効果が十分得られるかどうか。そういう課題をしっかりと課長に伝えるべきと思うが、町長はどう考えるか。

○番外（町長 池田 高世偉）

私の答弁が抽象的という、課長がそれで理解できるのかというご質問でございますが、31年度の予算編成説明会の資料の中では、項目というよりも、具体的に全てをお話しますとかなりの量になりますが、例えば、総括的な事項であれば必要性和費用対効果ということを示しております。中味は社会情勢の変化等に関わらず、漫然として従来のまま継続している事業はないか、また、補助事業等の事業目的はすでに達成していないか、こういった点は検討してください。あるいは、投入した予算、人員、時間等から得られた効果の検証が十分なされているか、というようなことを指示しておりますし、あるいは役割分担と費用分担、また個別事項では、毎年度末における過不足の原因を追究して、分析して実態への整合を図るものではないかということで、予算説明方針の中で説明しております。これは職員にもそうですが、特に課長については全体でスクラップアンドビルトと何年も

言ってきておりますが、より効果的な事業は、今までやった事業を検証した中ではすべきだということは指示してきております。

○10番（平田 文 夫）

ちゃんと、やっぱり指示して理解を求めてから、そういうような行動を起こして、しっかりとした予算編成をするということが正に求められております。

次に、人口問題について、町長にお伺いいたします。

「地方創生」は第2次安倍政権に掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であります。

2014年9月3日の第2次安倍改造内閣発足時の総理大臣記者会見で発表されております。人口減少時代に、定住人口を増やし続けるのは至難の業であります。町長が就任した平成28年10月31日の人口は14,729人、これは10月1日の人口からすれば18人増となっている訳ですよ。そして町長が就任して2年、人口は14,334人、2年間で395人が減っている訳です。そこら辺を町長はどのように捉えているのか、お伺いしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

この2年間での人口減少について、どう考えているのかということでございますが、我が町の「総合戦略」の中において、国の示す人口が6,000人と言うような推計が出ております。その中であって、我が町としては人口1万人は必ずキープするという方針の基に、現在「総合戦略」を始めております。

この2年間での人口減についての考えですが合併当初から考えて、大幅な人口減ではないと捉えております。

その一つの要因は出生率が2.1、これは県、国の平均に比べても、県下でも大変高い出生率であり、概ね毎年100人から120人の子どもさんが生まれております。また、残念ながら、どうしても自然減ということで年間150人から250人の方々が亡くなられるという、こういった自然減の部分と出生と比較しますと、どうしても人口減は当面は押さえることができないという風に考えるところです。

また、65歳から75歳という概ね団塊の世代と言われる方々が、どんどん増えてまいります。この間の人口減をどう対処していくのが、今後の大きな課題だと思っております。

そして、また人口減の中での考え方は、議員もご案内のとおり、転入超過の平成28年度はございましたし、現在も転入超過とはなっておりませんが、我が町の施策に理解を示される方々がお帰りになっていただいているというようなことで人口減は、従来より

は、いくらかは押さえられつつあり、現在の進行だという風に理解しております。

○10番（平田文夫）

町長が理解しているということになれば、将来的にも考え方を持っているとしますのでそこら辺を理解して、これは終わります。

次は、少子化対策。

平成26年度の合計特殊出生率は1.42人と9年ぶりに低下し、年間出生数は約100万人と過去最低を記録したということが報告されております。

近年、地方を中心に出生率が向上する傾向にありましたが、そうした動きが鈍化することが明らかになっております。現在、国及び地方公共団体は人口減少に歯止めをかけ、地方の創世を目指す、「まち・ひと・しごと創生」に取り組んでおりますが、「このまま出生率の向上が図られないようであれば、地方のみならず日本全体が深刻な人口減少の事態を迎える。」と国が報告を行っております。こうした危機感を広く国民とともに共有しながら、人口減少に歯止めをかけるべく、地方創生の視点から少子化対策の一層の推進に取り組む考えであると、安倍総理が述べております。

この度、従来の取り組みに加え、これまで以上に「地域・働き方アプローチ」の考え方を重視して、地域企業とともに連携を図りながら、少子化対策を強化していくと述べておりますが、町長はどう捉えるのかお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

本町の人口減少が止まらない対応と、少子高齢化の対策についてでございますが、予算編成に当たり収支改善と取り組みとのバランスを図りながら、安全・安心な町民生活や町の将来的な発展を図るため、各種政策に取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご指摘のこの点につきましては、私が選挙出馬の時に公約をいたしました「生まれて良かったというまちづくり」に精神誠意取り組んでいきたいと思っております。

これを具現化するために、「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた、「安定した雇用の創出」「新しい人の流れを創る」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域が連携する」との基本目標の具体的施策を重点項目とし、積極的に予算の配分を行う予定でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（平田文夫）

次は、高齢化対策についてお伺いいたします。

平成 30 年 6 月 15 日の閣議決定で、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」の通知が、本町にも届いていると思うが、これは届いておりますか、課長。

これは課長じゃないと分かんでしょう。こういう通知ですよ。

○番外（ 地域振興課長 佐々木 千 明 ）

2018 の総合戦略の通知については、今現在、私としては確認しておりません。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

確認してなかったらおかしいんじゃないですか。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」について、30 年 6 月。だから、私がよく言うのは、こういう肝心なことがなんで隠岐の島町には入ってこないのですか。町長、そこら辺はどう捉えていますか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

この後に平田議員がご質問される「情報収集」という点にも係わってまいります、ご指摘のようにお答えができないということは、職員または私の収集能力、または情報の収集不足だという点は否めないところでございまして、改めてお詫びをいたしますと共に今後のことにつきまして、この後また各課長と協議をいたします。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

この中味は、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、6 年間で 24 万人。現在職に就いていない女性や高齢者等の起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図るため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。併せて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。さらに、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント。リカレントとは「循環」と言うことです。研修施設等の整備・改修を支援する。こうした取り組みにより、「子育てが一段と楽にできる、そして就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえる。取り組みは、次期「総合戦略」の 5 年も含めた「6 年集中プラン」として実行するものである。とある訳ですよ。

そうしたら、隠岐の島町は「シルバー人材センター」を立ち上げた。総会を開いた。その会員数が 25 名、高齢化社会の中においておかしいじゃないですか。こういうことをしっかりと、高齢者に伝えるということが正に求められている。

私は、いつでも社協の問題を質問することもあります、要するに社協と役場がしっか

りと連携していない。私たちは9月に行政視察に行った。委員長はしっかりと報告しておりますよ。所管の課長も一緒だった。その時は、「シルバー人材センター」の設立も聞いた。

隠岐の島町の高齢者対策というものは、あまりにも杜撰である。そういうことも踏まえて、この中味に対して町長、ここにしっかりと「高齢者や女性の起業、リカレント」、要するにこれは「循環」、ということは教育を過去にさかのぼってやって行くんだということなんです。そこら辺のことを踏まえて、隠岐の島町はシルバー人材センターで生きていくのか、国の指導する高齢者対策で生きていくのか、そこらをちょっとお伺いしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員ご質問の国の施策を重要視するのか、町のシルバー人材センターを活かしていくのかというご質問でございますが、大変申し訳ないです、この高齢者の新規就業者の補助申請について、国の施策を見させていただきました。当然、高齢者が起業される場合、あるいは就業、こういったものにつきまして支援はして行かなければならないという風に思っております。

そして、シルバー人材センターでございますが、確かに現在会員数まだまだ50名にとどかない、設立総会時に25名の出席でございましたが、やっとこの町に高齢者を活かせるセンターが立ち上がったということでして、ご指摘の今後、社協と連携しながら更に皆さん方に周知し、会員はもとより活用いただけるようなことを一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

○10番（平田 文夫）

町長、社協と一緒にやって行くんだと、本来なら行政と社協はパートナーでなければいけない。それがパートナーでない訳でしょう。

9月に私たち所管の委員長が「行政視察報告」を行った。それは奈良県の大淀町。町が一生懸命頑張って社協とパートナーシップを発揮している。2,800万円の補助金で2億3,000万円の事業を展開している。そういうことをしっかりと、報告だけで終わらせず検証してくださいよ。私たちも一生懸命に先進地を選んで視察に行っている訳ですから。そういうことも踏まえて、今後の町政に反映させてくださいよ。

次に、二点目の「歳入について」、政府は、2019年10月1日における消費税率の10%への引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期すと示されました。地方行財政については、自治体が自由に使うことができる地方交付税などの一般財源総額を平成30年度まで約束していた訳です。だけど

も、これを下回らないように、今後3年間についても守っていくんだと。そこで、求められるのは、職員がしっかりと情報を収集して町民のために活かしていくことが正に求められています。

町長がひとりでできないことを、職員が一丸となって住民のために働いて行く、そういうことを円滑に進めていくためには、町長はどのようなお考えをお持ちかお聞きしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目、「歳入について」のご質問にお答えします。

一点目の「投資的経費や政策的経費の抑制策は」についてであります。平成31年度の当初予算要求も引続き歳出の節減、合理化を図るため、政策的経費につきましては、一般財源ベースで要求枠を設定しているところでございます。

投資的経費につきましても、総合振興計画に留意し、その事業の必要性及び効果等を十分精査検討の上、優先度、緊急性を考慮して要求するよう指示しているところでございます。

二点目の「職員の情報収集能力育成策について」であります。予算要求に当たっては、事務事業の効果等について、慎重に検討・協議を行い、本町の実情に合った要求を求めているところです。補助事業につきましても、安易に受け入れることなく、真に住民福祉の向上に役立ち、かつ緊急を要するものについて選択し、効率的な導入を求めています。また、国・県の制度が目まぐるしく変化する中、財源措置や補助制度等を変更されていると思われる場合にあっては、関係機関との連絡を綿密にし、リアルタイムでの確かな情報収集に努めるよう指示しているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（平田 文夫）

この問題は、旅費規程とかいろいろな制限があってできないことが多々ある訳ですよ。だから、そういう風なことを今後しっかりと、町民のためにいかに学んで、国からの財源を確保していくかということが正に求められております。そのことは、今後しっかりとやってもらいたい。

次に、「3月定例議案の未執行について」の町長の考えをお伺いしたい。

その議案は、事業名は「有木小学校大規模改修事業」、事業費は3億328万3,000円であります。この事業の目的は、学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難所等ともなることから、極めて重要な施設であります。

学校教育法第5条には、学校設置に係る負担は原則設置者、公立学校であれば、主に市町村や都道府県の教育委員会でございますが、憲法第26条のとおり、国は地方公共団体とともに国民に対して義務教育に必要となる費用を無償にし、かつ国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。

この趣旨から、文科省の施設助成課では、公立学校、主に小・中学校の施設、校舎や体育館等の整備に対して国庫補助等による支援を行い、円滑な義務教育の運営を推進し、その更なる向上を図ってまいると国民に約束をしております

その趣旨に基づいて、この事業に対し国は、学校施設環境改善交付金6,044万1,000円、過疎債2億4,280万円、一般財源4万2,000円を充当し議決された緊急性の伴う議案であります。なぜ今まで未執行でいるのかお答え願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問三点目、「議案の取扱い、未執行业務の取扱いについて」のご質問にお答えいたします。

有木小学校大規模改修事業につきましては、本年度の当初予算に計上し、安全で快適な学校施設の整備を行う予定でしたが、学校施設環境改善交付金事業が「不採択」となったため、財源の確保が難しく、計画どおりの整備ができなくなりました。やむを得ず、緊急性が高い校舎屋根の改修、職員室等のエアコンの改修について、過疎債を充当することで実施したところでございます。

国の事業「採択」ができず、議員各位に大変なご迷惑と、ご心配をおかけしましたことに対しお詫びを申し上げます。

有木小学校は、建築から35年が経過し、校舎、体育館の施設が老朽化し整備を急ぐ必要があることから、来年度の学校施設環境改善交付金事業へ要望しているところでございます。また、本年度の国の補正予算による前倒しでの事業実施の可能性についても、慎重に検討しているところでございます。

有木小学校大規模改修事業につきましては、国への補助金の要望等、財源の確保に努め早急に整備したいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

予算につきましては、事業の実績見込により3月議会で補正減額する予定でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（平田 文夫）

町長、全協で説明したではなく、所管の委員会でしっかりと説明しておくべきじゃない

んですか。私たちが聞いたら、それは起債でやりますと、中身の説明なんか全然ないです。そういう事では、しっかりと議会に対して説明したことにはならない訳でしょう。そこら辺はどうですか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ご指摘と言いますか、ご質問の常任委員会の説明がどうであったかということについてでございますが、私自身、当然ながら常任委員会に説明されたものと思い、4月・6月の全員協議会で先ほどご説明したことを説明し、大規模改修事業については「採択」できず、まず緊急性のある所から大規模改修事業としてではなく、事業実施するというところをご説明したつもりでございました。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

委員会で、委員長が催促しても全然説明しないのですよ。その事はちゃんと指導してくださいよ。そして、先ほど町長が申した、要するに来年度で要求してやるんだと。要求するのはいいんですよ。しっかり情報収集がなされてない。これは30年度の文科省の概算要求ポイント、そしてこれが施設整備の案件なんです。この中に「学ぶ意欲と能力のあるすべての子ども、若者、社会人が質の高い教育を受け、一人ひとりがその能力を最大限伸ばせる社会の実現、世界で最もイノベーションに適した国への変革、スポーツ立国、文化芸術立国を目指す。そのため『人生100年時代』も見据え、『未来への先行投資』である教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化関連施設に取り組み、人づくりを強化推進し、誰もが生きがいを持ってその能力を存分に発揮できる『1億総活躍社会』の実現を図る。」、そこで、学校施設等の老朽化対策の推進として、公立学校の施設の老朽化対策を中心とした教育環境を2,006億円、これは去年の概算要求。

それで、安全性、機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、児童・生徒が安心できる教育環境の改善を推進するとともに、耐震化及び防災機能強化に取り組む。老朽化対策を中心とした教育環境の改善、老朽化対策、空調設置、トイレ改修、給食施設整備推進等、これを6月から7月、各省庁において概算要求に向けた準備をする。そして8月、各省庁が概算要求書を財務省に提出をする。9月から12月予算編成作業、財務省で予算班の査定、財務省と各省庁ヒアリング、説明・調査、12月20日財務省により取りまとめられ各省庁に内示、政府案閣議決定が12月22日、そして遅くとも1月20日までに地方自治体に内示を示すと言っている訳ですから。隠岐の島町が「採択」をされているのか、されていないのか、文科省に電話はありますよ、実務は課長、県で分からなかったら国に聞けばいいじゃないですか。

そこら辺の考え方をお聞きしたい。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

情報収集という点についてでございます。先ほど、議員がご指摘されましたように、国のスケジュールとしては年度内の1月に内示が示されるというスケジュールであったようにございますが、今回、30年度の事業につきまして確認させていただきましたら、我が町、遅れており1月には示されていない状況であるということとして、この事業を実施するために当初予算に計上したところでございます。

また、二点目で県で駄目なら国へというご指摘でございますが、確かに県で不明な点があれば当然、国の方に連絡、情報収集すべきだとは思いますが。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

住民のためにしっかりと働いてくださいよ。そのことを申し上げて終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、平田 文夫議員の質問を終わります。

次に、8 番：安部 大助 議員

○8番（ 安 部 大 助 ）

本日、二番目の質問者となりました安部大助です。

今回は「介護支援専門員の体制」についてと、「旧西郷町民体育館跡地利用」についての二点をお伺いいたします。

最初に、「介護支援専門員の体制」についてお伺いします。

この介護支援専門員はいわゆるケアマネージャー、ここにおられる方々はケアマネージャーの方が理解し易いのかと思いますので、介護支援専門員のことを「ケアマネージャー」ということで表現させていただきます。

本町において平成30年4月時点で、65歳以上の高齢者が5,671人となり高齢化率も41%と増加傾向にあります。それに伴い介護認定者数も年々増加しております。

そこで、今、問題となっているのがケアマネージャーの不足でございます。

ご存じのとおりケアマネージャーとは、介護認定を受けた高齢者本人や家族の意向に基づき、どういったサービスが必要かを考え、本人が心身ともに充実した生活が送れるよう介護サービス計画、いわゆるケアプランを作成するという重要な役割を担っています。

介護認定者数とケアマネージャーの割合について、これは本町の調査によって、平成30年4月末時点においては要介護の認定者数は929人となっており、その内施設入所者436

人、居宅での要介護認定者は493人となっています。それに比べ、居宅でのケアマネージャーは今の時点で15名、1人当たり32名の要介護者を担当することになっております。

このケアマネージャーも年々減ってきております。その主な要因は、過度な業務量に加え低賃金であること、家族と施設の懸け橋になることでの精神的な負担が大きいこと、在宅介護から施設介護へサービスが偏った中でのプラン作成の負担などにより、離職者の増加、あるいは担い手不足に繋がっています。中にはケアマネージャーの資格は持っていますが、ケアマネージャーとしての仕事に就かない方も多くいます。

これらの課題に対し、広域連合はケアマネージャーの事務量の簡素化、研修や講習などを隠岐島内での実施ができるように要望等を行っておりますが、町としても早急に対応して行かなくてはならないと考えております。

私はケアマネージャーの負担軽減の一つとして、事務量の軽減のためにはケアプランソフト導入費用が法人にとってかなり負担になっております。それを導入するための費用を支援、あるいは精神的な軽減を図るためにケアマネージャーと家族との間に町としても何らかのフォローをして行くべきかなと考えております。

そこで、町長にお伺いいたします。

一点目に、ケアマネージャーが不足している現状について、どのように認識され、人材確保や離職防止、負担軽減の対策を今後どのように取り組んでいくお考えなのかお聞かせください。

またケアプランソフト導入費用支援や、ケアマネージャーと家族とのフォローを町として行うべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

二点目に、在宅介護から施設介護へのニーズが今増えており、サービスの偏りが発生している現状についてどのように認識されているのか、また、サービスの偏りを解消する方法として、居宅で介護をされている世帯への支援を充実していく必要あると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

安部議員の分割質問一点目、「介護支援専門員の不足について」のご質問にお答えします。

本町における居宅の介護支援専門員一人当たりの担当件数32件につきましては、厚生労働省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に示された「介護支援専門員1人が受け持つ標準担当件数35件」に収まっています。

しかしながら、この秋以降、一部の事業所で介護支援専門員の離職があり、標準担当件

数を上回る状況が発生しています。ケアマネジメント業務の質を確保し、居宅介護支援の適切な提供を図る観点から、運営基準上、標準担当件数を超えないことが望ましいとされていることから、町では、緊急に各法人の代表者に集まっていただき、現状を共通理解した上で、介護支援専門員の配置増の協力を求めるとともに、法人に委託していたケアプランについて、包括支援センターで担当するなど、居宅の負担軽減に努めているところでございます。

今後、後期高齢者の増加に伴い、さらなる介護支援専門員の不足が予想されており、後継者育成は喫緊の課題と考えております。町といたしましては、現在、介護職場の人材確保に向けた施策を検討しているところでございまして、平成31年度の事業に盛り込みたいと考えております。

次に、ケアプラン作成ソフト導入費用支援につきましては、他の備品等と同様に各事業所において揃えていただくことが基本であると考えております。

次に、介護支援専門員に対するサポートにつきましては、「介護支援専門員連絡会」を毎月定例開催し、専門員と関係機関で情報共有を図り、必要に応じアドバイス等を行っています。また、隠岐広域連合と共催で研修会を開催するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みも行っているところでございます。

二点目の、施設介護へのニーズの高まりに伴う、在宅介護とのサービスの偏りについてのご指摘でございますが、本町における介護施設の整備は県内でも高水準にあると認識しておりますが、施設入所希望は依然として高く、多くの待機者が出ている状況です。そこで、在宅介護につきまして、介護を行う家族への支援や、医療機関と介護サービスの連携、訪問看護体制の整備等について、現在「隠岐の島町地域包括ケア推進協議会」を核にその充実に向け検討しているところであります。高齢者の皆様が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、事業所、関係機関、行政が一緒になり取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（ 安 部 大 助 ）

ただ今、答弁をいただきましたが少し質問をさせていただきます。

通告いたしました内容のとおり、ケアマネージャーの不足について、この要因は何なのかということなのですが、その辺の町長の捉えている要因を教えていただきたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

要因ということでございますが、議員がご質問の中でご指摘いただきましたように、私も過度な業務量に加えて低賃金、また家族との間に入る精神的な部分ということは、十分認識しているところでございます。

○8番（安部大助）

町長の認識を聞かせていただきましたけども、先ほどの答弁の中で、平成31年度に向けて何らかのそれを解決するような施策を考えていると言われましたが、その内容というのはどういった考えがあって、どういった事業を考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

31年度から新たな事業を、施策はどういった内容かということでございますが、9月議会で福祉・介護関係についての処遇改善について実施するとお約束をしました。新年度につきましては、先ほど申し上げました「介護職員の低賃金」という部分について嵩上げの施策を、新年度でまた説明させていただきたいと思います。

○8番（安部大助）

分かりました。

先ほどの低賃金というのは、9月の議会でも先輩議員から質問もあり町長の答弁をいただいているのも存じております。私が今回、特に言いたいのは、過度な業務量が実際現場では負担になっているというのは私独自の調査ですけれども、多くの方がおっしゃってました。

その中で、介護ケアプランを作成するためのソフトに関しては、町長の答弁のように各法人がしっかりと揃えていかななくてはいけないと私も考えております。しかし、この負担軽減をしないがために、今度は町全体の問題に現在そうなっているのですが、やはり包括支援センターがその分をカバーする。法人同士で利用者をどうするかという配分も検討しなければいけない。本当に町全体としての喫緊の課題であるということを、そういう現状の中で少しでも軽減をしてもらうためにより人材確保、そういったものを進めるためには町としても無視できない課題だと、私はそう認識する中でこのソフトに関しては町として支援してもいいのではないかと考えております。

実際に町として問題となっている現状を踏まえ、もう一度、町としてのソフト導入、支援について町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ご質問は、町全体に影響があり、町全体でやるべきだ。その中にあってケアプラン作成ソフトの導入はすべきではというご質問であります。先ほども申し上げましたように全体としての取り組み十分理解しております。

包括支援センターには、主任介護支援専門員も配置して相談にも乗っております。その中にあって、ケアプラン作成ソフトの導入という点については、法人がやるべきことはしっかりやってもらう、町が支援できることはきちんとしていくという考えで取り組んでいきたいと思っております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

再度質問させていただきます。

過度な業務量を軽減していく、そのために町ができる支援というのはどういう風な事なのか。町長の考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ご質問の点につきましては、なかなか難しい問題もございます。

まず、先ほど来より申し上げておりますように後継者の育成を図る、そういったことをきちんとしていくべきだと、そのために広域連合と連携して、こちらでそういった研修を行うように県にも要望しております。

二つ目は、これもお答えいたしました、法人に委託したケアプランを包括支援センターで担当するなど、それなりの手立てはさせていただいております。

また、三つ目として先ほども少し触れましたが、包括支援センターを置いて主任介護専門員を配置して、介護支援専門員の研修の確保や助言等を行っておりますし、個別のケースにつきましては柔軟に相談が可能な体制をとっております、介護支援専門員の方々に気軽にご相談をいただきたいと考えております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

先ほどの答弁の中で、包括支援センターの方へ委託している内容をセンターが担当をしていき、それによって軽減をしていくということですが、やはり町全体を考えると、その包括に負担をまた強いるということに繋がって、結局、そこが今後本当に町として、このケアマネージャー不足に対して対応になるのかとなると、少し疑問が生まれていくように私は思っております。

家族とケアマネージャーの間に町として入ってはどうかという提言なんですけど、実際に居宅介護支援事業所で、例えば大きな所であれば5人、4人といったメンバーがおれば、

この家族の方との間で何かあれば法人として、他のケアマネージャーが協力しあってフォローできると思いますけども、なかには1人でやっている所や2人でやっている所もあります。

先ほど、研修と広域連合の中でアドバイス等を行っているということですが、実際には広域連合に関してケアプランの作成とか、こういったサービス提供ができるのかというアドバイスはしていても、例えば、家族とケアマネージャーとの間に何らかのトラブルがあった場合には、やはりケアマネージャー1人が全部抱えてしまうという現実もあります。

法人が、違う法人の利用者の中に入るということは、今の現状ではなかなかなく、やはりそういったところに、包括支援センターもしっかりと協力していくべきかと思います。正直そこしか頼る場所がないと思っております。個人情報等を扱うとなると、やはり包括支援センターかなと思っております。

その現状を踏まえ、再度、包括支援センターとして個人の方とケアマネージャーとの間に何かあった時には入るといような考え、それに関して町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

直接的に包括支援センターが、トラブルがあった時にケアマネージャーと家族の中に入ったらどうかというご指摘ですが、まずは先ほど来、申し上げておりますが、我が町の包括支援センターの主任介護支援専門員とケアマネージャーとの中で、まず話し合いをすること。そこで精神的な面も介護支援専門員との話も聞きましたが、話の中でそういった精神的な部分も分かるという風に言っておりますし、そこでしっかりとケアマネージャーと包括支援センターが一体となること、その上で「どうしても」ということになれば、包括支援センターで決定し行っていくことに問題はないと思っておりますが、まずは前段での協議が必要だと思っております。

○8番（安部 大助）

今後、包括支援センターも一緒になって、まずは協議をしていくという答弁をいただきました。前向きな答弁で、今後しっかりと進めていっていただきたいと個人的には思っております。

次に、在宅、家で介護されている方の支援でございます。

これも平成24年9月議会で前町長に質問させていただいたこともあるのですが、特に家で介護をされている方にこういった負担があるのか、ということですが、孤独感

や一人でケアをしなければいけないという重たい負担もあると思います。その中で町として、家族に対していろんな多くの支援が進められていると思いますが、特に私が心配しているのが介護用品の支給を町として任意事業で行っておりますが、介護用品の支給に関しては広域連合から負担金で支援を行っていますが、今後市町村として進めていくようにという国の方針が定まっています。

町として今後、どんなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

国の制度の廃止があった場合、町はどう対応するかということでございますが、現在、仮に国の制度が廃止になった場合におきましても、介護に必要な支援は私は継続していく方向でやってみようと思っております。

○8番（安部 大助）

継続という前向きな答弁をいただきました。

それに加えて、24年の時も言ったんですが、実績は15名の方に介護用品の支給をしていると思いますが、他の市町村と比較すると現在介護度4、5が対象ですが、そこを介護度3、あるいは介護度2といった方への拡充の方も必要ではないか、と私は思っております。

それが町として、家で介護をされている人に対する支援というか、気持ちの支援でもあるように考えておりますけども、そういった拡充に関してどのように考えておられるのか、同時にお答えをお願いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

新年度におきましては事業の継続を考えたところでございまして、ご指摘の拡充について現段階では「検討」という段階に入っております。今後、担当部署と検討しながら決定していきたいと思いますが、新年度は「継続」の方でやらせていただきます。

○8番（安部 大助）

それでは、二点目の質問にいきます。

「旧西郷町民体育館の跡地利用」についてでございます。

本町が管理している旧西郷町民体育館は現在、公民館用具やイベント用具、備蓄品などが置かれ、いわゆる倉庫的な利用を行っておりますが、老朽化や耐震上の問題から早急に解体をする必要があると思います。

また、跡地についても、このエリアは、港から郊外に出る中間地点でもあるとともに、図書館、文化会館、レインボーアリーナ、総合グラウンド、武道館など教育文化の推進、

交流の拡大、スポーツ推進に活用される施設が密集していることから、教育振興を目標とし、なおかつ観光、地域振興など多様な効果を生むような跡地利用を考えていくべきと思います。

教育委員会で作られている「教育大綱」には、社会体育の振興とともに、誰もが、いつでもスポーツを楽しめる環境を創出することが明記されていること、また本町の「総合戦略」や「観光振興計画」にも、牛突き、隠岐民謡、神楽、祭礼等伝統芸能を活かしたイベント開催、また若者が集え活気ある街並みの創出、港周辺のにぎわいなどを重点施策にしていることから、私は解体後の跡地は「屋根付き野外運動場」を建設する必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。旧西郷町民体育館の今後のスケジュール、また旧西郷町民体育館の跡地利用について町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目、「旧西郷町民体育館跡地利用」についてのご質問にお答えいたします。

旧西郷町民体育館につきましては、議員ご指摘のとおり、平成14年に現在の隠岐の島町総合体育館が竣工しまして以来、公民館やウルトラマラソン等、本町の備品の保管庫として使用しているところでございますが、老朽化が進み、また景観上からも、解体撤去することが望ましいと考えており、本町の事業計画では平成33年度に解体を予定しているところでございます。

一点目の、撤去後の跡地の利用につきましては、現在、現庁舎を含め、こうした施設の今後の取り扱いについて、庁内に職員による調査研究委員会を設置し、検討を進めているところでございまして、今年度中に一定の方向性をお示しする考えでございます。

二点目の、跡地利用としての「屋根付き野外運動場の建設」についてであります。ご指摘のとおり、この場所周辺には教育、文化、体育施設が集積しており、そうした施設と併せ、より効果的な土地利用が望ましいとは考えておりますが、新たな施設の整備に当たっては景観にも配慮し、その必要性等を十分に精査し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○8番（安部 大助）

先ほどの答弁の中に、「調査研究委員会が設置されており、今年度中に一定の方向性を出したい。」ということでしたが、計画では33年度の解体を予定しているということですが、スケジュール的に今年度でその跡地に関してどうするかの検討を終え、32年度に例えば解

体するなど進めるに当たっては予算化がされると思います。そして 33 年度に解体費用とかそういったものがあるのかと、答弁を聞いていて感じておりますが、その辺のスケジュールについて町長の考えを教えてくださいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

今年度中に方向性を決定いたします。財政のことも考えた上で、33 年度にはどうしても解体をしようと思っております。

議員ご指摘の跡地利用について、スケジュール的にどこで決定するかということですが、32 年度中にある程度方向性を示しながら、32 年度改めて決断をしたいと思っております。現在、跡地利用について自分に案があるということはございません。今、検討していただいております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

この公共施設に関して、こういった形でやっていくかという研究会を設置ということですが、町が出している「公共施設等の管理計画」、この中には「公共施設に関して、今後進めるに当たっては、町民との協働も考えながら進める。」と書かれているが、現在この調査研究会の中で今検討されて、どの時点で住民の方々というか、そういった方々と一緒になって説明、あるいは話を聞いたり調査していくのか、町長の考えを教えてくださいなと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

住民の皆さんとの協働という点で、どう考えているかということでございますが、調査研究委員会、今年度はあくまでも方向性ですが出した後、議員の皆様にも報告し、1月の終わりから2月にかけて住民の皆さん方にお示しし意見をお伺いするように考えてます。ただ方向性でございますので、最終的には五箇地区なら五箇地区といったようにいろんな地域の施設がございます、施設毎に住民の皆さんの意見を伺うことがあると思っております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

私が「屋根付き運動場」と、それは教育的な面から、あるいは観光、地域の活性化等に効果が生まれるのではという提言をさせていただいて、それに対して運動場は別として、町長は「そのエリアは教育関係、文化等が密集しているのであれば、そうした施設と併せより効果的な跡地利用が望ましい。」と答弁いただきました。ここに関しては、私も町長と同じような考えだと理解しておりますが、やはり教育の文化エリアかなという中で、ちょ

つと通告にはないですが、教育長にエリアに対して、教育委員会としてどう捉えているのか、もし今の段階で考えがあれば教えていただきたいと思います。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

先ほどの町長の答弁が、「慎重に検討を進めてまいりたい。」と言うことでございますので、その中であそこのエリアを今後どういう風に考えていくか、町長の要請に基づいて具体的に検討会に入るとか、あるいはあの場所、エリアを教育行政としてどう考えるかについては、その折に考えを出すべきだと承知しているところであります。

○8番（ 安 部 大 助 ）

終わります。

以上で、安部 大助議員の質問を終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

ここで、11 時 15 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11 時 02 分 ）

○議長（ 石 田 茂 春 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 15 分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、5 番：村上 三三郎 議員

○5番（ 村 上 三 三 郎 ）

私は町長に、二点質問したいと思います。

始めに、「障がい者支援の施策」についてです。

障害者基本法は昭和 45 年に制定され、平成 14 年まで数次の改正がなされました。その第 3 条「すべての障がい者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳に相応しい処遇が保障される権利を有するものとする。」、第 4 条「国及び地方公共団体は障がい者の福祉を増進し、及び障がいを予防する責務を有する。」と規定しています。

しかし、この夏、中央省庁や自治体等で障がい者雇用の水増し問題が発覚し、しかも 40 年間にわたって不正が行われていたとのことです。厚労省の責任は極めて重大だと思います。次の点について、質問いたします。

一つ、隠岐の島町における障がい者の雇用状況はどのようになっていますか。それは法が定める雇用率を満たしているか否かを、民間企業を含めてお示してください。

二つ目、もし充足していない場合は是正措置についても、併せてお示してください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

村上三三郎議員の分割質問一点目、「障がい者支援の施策について」のご質問にお答えいたします。

一点目の、隠岐の島町における障がい者の雇用状況でございますが、隠岐の島町役場につきましては、現在、法で定められている障がい者雇用者数は充足しております。また、来年度も新規に一名の採用を予定しているところでございます。

民間企業の状況でございますが、島根労働局職業安定部職業対策課からいただいた資料、平成29年6月1日現在の資料となりますが、島前・島後併せて対象企業数は11社ございますが、法定雇用率を達成している企業数は6社となっております。

二点目の、雇用率を満たしていない企業への是正措置についてでございますが、ケースによっては障がい者雇用納付金が徴収されることもございますが、企業を管轄する各地域の職業安定所が指導を行うこととなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 村 上 三 三 郎 ）

役場では充足しているけども、民間では11社中6社が達成だということでございますので、その助成措置については是非関係機関と協力して達成できるように、努力をお願いしたいと思います。

その上で、「憲法25条の生存権の保障」という規定があります。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面について、社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。

今後、障がい者の雇用が進んでいけば障がいに関係なく、意欲や能力に応じて誰もが職業を通じて社会参加できる「共生社会」に繋がると思います。

それは、町長の政治信条である「三つの良い」ことの実現に寄与することになります。この点について町長の所信をお願いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

障がい者の方の社会参画についてでございますが、現在もその気持ちを持って取り組んでおります。具体的にどういったことで参画を促していくのかということではなく、引き続き皆さんと一緒に「共存共栄」できる社会づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○5番（ 村 上 三 三 郎 ）

よろしくお願いいたします。

二点目、「空き家対策について」です。

空き家対策特別措置法が平成 27 年 5 月 26 日に施行されました。都市部では古いビルの壁などが落下し、大怪我になった事例も報道されています。

今、人口減少が始まっていますが、2019 年にピークを迎え、徐々に世帯数が減ると見込まれています。

高齢者が介護施設に入所したりする等により、空き家になることも予想されています。この法では、著しく保安上の危険になる恐れがある空き家と著しく衛生上有害となる恐れがある空き家については、強制的に対処できる規定が設けられています。

次の点について、質問いたします。

1 番目、隠岐の島町の空き家の現状はどのようになっていますか。

2 番目、強制的に撤去する必要がある空き家はどれだけありますか。

3 番目、空き家の所有者等への解体、修繕、立木竹の伐採等の助言、指導はどのようになっているのでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

分割質問二点目、「空き家対策について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「隠岐の島町の空き家の現状」についてであります。本年 4 月に策定いたしました「隠岐の島町空家等対策計画」によると、平成 28 年に実施した空家実態調査において、住宅総数 9,051 戸に対し空き家数は 1,111 戸となっております。住宅に対する空き家の割合は 12.3%となっているのが現状でございます。

二点目の「強制的に撤去の必要がある空き家の数」と三点目の「空き家の所有者等への解体、修繕、立木竹伐採等の助言、指導の状況について」であります。いずれも関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、倒壊等著しく危険な状態などの空き家について、生活環境の保全を図るために必要な措置を行うよう行政が助言、指導を行い、改善されない場合は勧告、命令、代執行ができることとなっております。このような措置を行うにあたりましては、空家等対策協議会に協議を行うこととなっております。今年 7 月に開催しました空家等対策協議会におきまして、指導を行う空き家について 4 件の協議をさせていただきました。

この 4 件の空き家につきましては、所有者等への助言により 1 件は「危険空き家除却事

業」を活用して除却がされました。残りの3件につきましては現在所有者等に対しまして解体、修繕、立木竹等の助言、指導を行っております。

本町の空き家1,111戸の内、約1割が管理不全な不良空き家となっております。空き家の管理は一義的には、所有者等が自らの責任で対応することが前提となっておりますが、生活環境に悪影響を及ぼす危険な空き家につきましては、除却費の一部を助成する制度を設けております。今後も良好な住環境を確保するため空き家対策を総合的・計画的に進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○5番（村 上 三 三 郎）

ご答弁いただきました。空き家の状況が12%に及ぶ大変厳しい状況だということは分かりました。そして対策協議会等も開催されて、具体的な施策も聞きました。今後ともそういう危険な空き家の対策についての着実な実施を要望します。

12月4日の新聞報道によると、政府は「相続した家の売却時に所得税などを軽減する措置は延長し、社会問題化した空き家の発生を抑えるために2019年度税制改正大綱に盛り込む方針である」とのことです。

空き家制度は、相続から3年以内に家や取り壊した後の土地を売ると、譲渡所得から最大3,000万円が特別に差し引かれる。

現行では2019年末の売却が対象であるため2023年末までの延長を軸に調整し、要件緩和も考えるとのことでございます。この制度による隠岐の島町での適用を検討されているか否かについて、町長の所信を質します。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

今、再質問いただいた件は、少し私の勉強不足もありますが、担当部局の方で、今、検討中だということでございますのでご理解をお願いいたします。

○5番（村 上 三 三 郎）

検討中だということでございますので、案ができましたら議会はもとより町民の皆さんに周知をお願いしたいと思います。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

税制の優遇措置ですが、これは税務課長にきちんと確認させていただきました。これは譲渡所得にかかるものでございます。

空き家対策の方も検討しておりますが、国の税制が改正になれば当然、それに従って実施していくということでございます。また、空き家に限った固定資産の優遇制度につき

ましては、本年6月に減免措置を条例化させていただいているところでございますので、ご理解をお願いします。

○5番（村 上 三 三 郎）

終わります。

○議長（石 田 茂 春）

以上で、村上 三三郎議員の一般質問を終わります。

次に、12番：高宮 陽一 議員

○12番（高 宮 陽 一）

それでは、一般質問をしたいと思います。町長の方から前向きな答弁をいただきたいと思っております。

それでは、「子育て支援について」質問し、池田町長の考えを伺いたいと思います。

本年3月定例会での「平成30年度の施政方針」において、町長は、「ヒトが交流し、それによって、モノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会の実現を、国や県に頼るだけでなく、力強く進めることが本町の責務である。」として、重点施策に“チーム隠岐の島”として取り組むことを表明をいたしました。私もまったく同感であります。

そして、重点的な取り組みの第一として「隠岐に生まれてよかった」と、二つ目には「隠岐の島に住んでよかった」、三つ目には「隠岐の島を訪れてよかった」と、この三つの「よかったが響く隠岐の島の実現」を目指して、池田町政の2年目がスタートし、既に振り返し点となると思っております。しかしながら、この2年間今一つ“池田色”が見えてこないと感じているのは、私だけではないと思っております。

国におきましては、総理自らが任期を延長するなどして「第3次安倍内閣」がスタートいたしました。が、「在庫一斉セール」と言われるような組閣人事を行い、更には多くの国民が期待をしてないことを最優先するなど、国民無視の政治を強引に推し進めているところであります。例えば、憲法改正、更には雇用拡大のための外国人労働者の問題等、入管法の改正、民営化を可能とする水道法の改正等、目に余る強行採決を行っておりますが、私が一番危惧しているのが、来年10月に予定されている消費税増税の国民生活への影響であります。

特に、軽減税率の導入によって、キャッシュレス決済すれば、増税分の2%分を還元と言いながら、最近では突如5%を還元すると表明、そして低所得者を対象とした「プレミアム付き商品券」等、これはどうも来年の「参議院議員選挙」を意識してなのか、バラマ

キも甚だしい愚策が検討されておるようでございます。

本来、税は昔から公平が大原則であり、あれこれ屁理屈をつけて国民のご機嫌取りは全くの愚策でございます。

このように、最近では消費税増税の政策目的も薄れ、国がプライマリーバランスをゼロとするとした財政再建も置き去りとなっており、当初の目的から大きく後退してきております。そして、来年度の補正予算も初めて 100 兆円を超えるのではないかと、このようにも言われております。

そうした国の動向をみる時、町長の言っている国や県に頼ることなく、本町がしっかりと島の現実に取り組むことが大切であります。特に、地域経済が低迷している本町において、生活弱者や子育て真っ只中の家庭では将来の経済的負担に不安を感じていると思います。

このような時にこそ、町民の生活と暮らしを守るための施策が重要であり、この際、子育て支援策について、特に、小学校・中学校入学時の「入学支度金制度」を創設すべき時期ではないかと考えています。

実は、この質問は、平成 26 年 3 月の定例会でも質問をいたしました。その当時の資料を再度見直してみましたが、当時は、旧ホテルニューかじたにの改修や合併 10 周年の野外音楽フェスティバル開催事業、にぎわい商品券等の復活など、多くの議員が反対をした議会であったことを思い出しました。このような事業費を中止すれば、子育て支援策の財源など楽に確保できたと、今更ながらに思うところであります。

ちょっと余談になりましたが、本題に入りたいと思います。

町長は先の 9 月定例会で、福祉関係職員の処遇改善を言明いたしましたが、人材確保の視点から見ると一部評価はできるものと思っております。それでは他の職種の場合はどうするか、まだまだ課題も多いと思っております。

隠岐の島町のように、地域経済が低迷している時は、経済的支援が最も効果的であり、過去のアンケート調査の結果でも「子育てや教育に金がかかり過ぎる」との回答が 60%以上を占めていたこともありました。経済的支援を求める声も大きかったと記憶をしております。

小学校入学時には、机・ランドセル・制服・体操着等が必要となり、特に、制服や体操着等などは成長していく過程においても、更に購入しなくてはならない経済的負担も出てくる訳であります。そして、中学校になると新しい制服・体操着等は勿論のこと、スクー

ルバスが利用できない地域では、通学のための自転車は必需品であります。

当時、松田町長は、「学校入学時の支援は、低所得世帯や母子世帯等には就学援助費を支給し、学校用備品・医療費・給食費・修学旅行費等の負担軽減に努めている。今後もこの制度の中で支援するのが有効と考えている。ご提案の制度も含め、新年度中に協議したい。」と答弁されておりました。しかし、あれから4年も経過してしまいましたが、その間、町の動きは何ら見えません。

その後、修学旅行については、へき地学校の定義を撤廃したり、乳幼児等の医療費助成の拡大をしてきたことは評価しているところであります。

しかしながら町長、本町の子育て支援策の全体を見たとき、乳幼児医療費・保育料等の一部の支援はございますが、町独自の施策はほとんどございません。大体が国や県が定めたものばかりであり、町長の言うておられる「国や県に頼るだけでなく、力強く進めることが本町の責務である。」と言うのであれば、せめて「子育てするのは隠岐の島」ぐらいの方針を立てて、真に町民生活に重点を置いた施策の実現を図るべきと考えます。

町長に、再度質問いたします。

小・中学校入学時の「入学支度金制度を創設すべき」と考えますが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「子育て支援策について」のご質問にお答えいたします。

本年度の施政方針で申し述べさせていただきましたとおり、「よかったが響くまち 隠岐の島」の実現のためには、若者を増やしてしていくことを最優先事項とし、特に子育て世代の方々に対しまして、安心して子どもを生み、育てられる環境を整備していくことが重要であると考えているところであります。

また、「総合戦略」に掲げた人口の将来目標を達成するためにも、子育て支援策を着実に実行していくことが、人口減少の歯止めに繋がっていくものと考えています。

現在、本町におきましては、結婚・出産、そして乳幼児から高校卒業まで、総合的な子育て支援を行っているところでありまして、県内他市町村と比較しても高い水準にあると考えています。しかしながら、決して現状の子育て支援策が十分であるとは考えてはおりません。

新年度の予算編成にあたりましては、より多くの子育て世代の方々に、住んでよかったと感じていただけるよう、新たな支援策を盛り込むことを関係部署に対して指示している

ところであります。

この度、議員よりご提言いただきました「小・中学校入学時の入学支度金制度」につきましては、今後、子育て支援を更に充実していくための一つの施策として参考にさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

「新たな施策として関係部署に指示をしたい。」ということですね。そして一つの参考にしたいと言うのは、これを導入するのか、しないのかということが今日の質問で聞きたいと思っております。

若干申し上げますが、4年前もそういったことで協議をすると。大体、「協議をする」とか「検討する」というのは「やらない」と議会では通例になってますが、そのことは継続性はないなと思っているのですよ。

ちょっと横道に逸れますが、私の「福祉施設の売却・譲渡」の質問ですが、町長の方は「施設の方もそういう考えもあるし、今後積極的に協議をして行きたい。」と、話しておられました。これは「行財政改革」の中である訳です。町長はそういう答弁をしながら、今回の議案に「指定期間を5年とする。」ということが出ております。本当にスピード感が無い。本当にその気があれば、今年はそこに決着をつけるんだというようなことで、せめて3年間ぐらいにして、その間にどうするかをはっきりさせると。

これは5年間、そういったことをやってしまえば、5年間大丈夫だと、何もしないとかと私は考えます。

そういったことから言いますと、議会で答弁したことについても、粛々と継続してやっていくことが大事ではないかという風に思います。正に、予算を編成する最中でありますが、参考にしていくと言うよりも、町長も選挙で4年間選ばれた訳ですから堂々と政策を打って出るべきだと私は思いますし、本来なら町長の方から「是非、やれ。」と、自分の考えとして施策に取り入れてほしいというぐらいの気概で、少し予算編成に取り組んでいくべきではと思っておりますが、町長のお考えを再度お聞きしたいと思っております。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再質問にお答えをいたします。もっと気概を持って、直ぐにでも実施できるように対応をするべきではないかという、ご意見・ご質問でございますが、まず、高宮議員のおっしゃるとおり、私も「子育てするなら隠岐の島」というぐらいの気概でやって行かなければならない。それが、私が思っております「生まれてよかった」という施策だという風にも

理解しております。スピード感がと言われる部分につきましては、そのとおりだと思っております。

ただ、ここで申し上げましたように新年度予算編成に当たりまして、「小・中学校入学支度金制度」とは別に、子育てが奨励できる制度について新年度予算でご提言できるよう、形として今、やっておりますので、支度金とは別な制度で子育てできる環境整備の支援が、一つの事業としてご提案できると思っております。

最後に「入学支度金制度」についての考えを述べさせていただきますが、指定管理について議会にお約束した、今回の議会にもございますので細かなことは申し上げませんが、指定管理について申し上げた行財政改革での方向、方針については、まったく変わっておりません。

「入学支度金制度」につきましては、参考にと言うことは「このまま」ということかという問題も含めて、今直ぐに実施する施策として取り扱うのは困難だということは個人的には思っておりますので、担当部署と意見交換をしたいと思っておりますが、一つには必要性という面では、確かに入学支度金という制度は「あれば良いなあ」と私自身も思います。ただ、その運用に当たって、例えば現金を交付することによって他の目的に使っておるとしたらどうなんだと・・・というような運用の方向、あるいは折角の町予算が出た場合にこれをどのような形で地域に還元できるか、もう一つ大きな部分も個人的には考えていかなくてはならないかという点もございます。

まずは、今回、新年度予算でご提案させていただく「奨励制度」から始めて行きたいと思っておりますので、今直ぐに「入学支度金」を実施するということは困難だと思っております。ご提言については十分理解をしております。

〇12番（ 高 宮 陽 一 ）

私がこの提案をしたのは、例えば5万円としますか、5万円やれば、今年の小・中学校の児童数が初めて1,000人を切ったということです。大体1年間に生まれるのが100人から110人ぐらいでしょうかね、そういったことからすれば、小学校1年生で100人、中学校で100人、併せて200人です。5万円やれば1,000万円ほどです、僅か。以前から言っているように、温泉についても毎年1,300万円赤字でやっている訳です。これがもし売却できれば財源は直ぐ浮く訳です。それと色々な施設を売却すれば、財源はあっという間に出てきます。この5万円がいいとか、3万円がいいとか根拠はないですが、やはり、経済が冷え込んでいる時は、本当に子育ての皆さん大変だと思います。おじいさん、おばあ

さんが居れば一生懸命仕事をして子どもを預けていればいいですが、そういった人がいない人は本当に大変ですよ。そういうことから考えますと、やっぱり経済的な支援が必要ではないかと私は思います。

町長も来年度で何とか方向性を出したいと、私の内容は別として、そういう考えがあるようでございますので、是非、新年度予算で出していただければと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

新年度で対応すべきだというご意見でございます。議員おっしゃるように、最終的には財源の問題もございますが、財源はあらゆる形で検討できる部分もございます。導入についてはどう考えるかが、一番問題だと思っております。

私も担当部署と勉強させていただきました。「入学支度金制度」については、県内では唯一益田市だけが実施している。ただ、益田市においては対象になるのは一人親の世帯だということも担当部署の話し合いの中でも分かっております。

先ほども申し上げましたが、こういった形でそれを実施できるのか、今しばらくと言うより形を変えるべきなのか、いや実施しないべきなのか、という部分も含めて先ほどお答えさせていただきましたように、少しまだ「入学支度金制度」としては困難だというのが、私の考えです。

再三申し上げますが、違う形で新年度には提言できるように、予算の中に子育ての支援制度を入れておりますので、その折、ご議論いただきたいと思います。

○12番（高宮 陽一）

今、町長の口から「低所得者とか…」言うことが出てきましたが、このところは税金払う人はきちんと税金払って、所得の少なかった人は税金を納めてないということです。支給するのは別にそこまでどうのこうの無いと思います。

国が、例えば幼児教育とか学校教育を無償化すると言ってますけども、じゃあ保育所に行っていない子ども達はどうするんですかと。

こういったことがまったく私はおかしくてなりません。そういった幼児教育云々するなら「児童手当」をしっかりと上げてやるのが「平等」だと言うもので、保育所に行っている子は無料になるけども、行っていない子はお母さんにどうぞみてくださいと、こういったことです。ですから、あまりそういったことには拘らないようにするべきではないかと・・・。

先般の「子ども議会」でも税金の使い道ということで、それが感じられるようなことを

やって欲しいということもありましたので、是非、この子育て支援という部分については、支援をしていただくよう、検討いただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、高宮 陽一議員の質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は、13時30分といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時53分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番：大江 寿 議員

○1番（大江 寿）

「町独自の防災遺産認定制度を」ということで、質問いたします。

今年も終わりが近づいてきましたが、全国的に災害の多い年だったと皆さんご承知のことだと思います。

夏に出した「議会広報おきのしま」の編集後記を私が担当しました。丁度、西日本豪雨の後でしたので災害のことを書こうと思い、ここ近年、人の命が亡くなる災害があるかどうか自分で調べたところ「ありませんでした。」と書いてしまいまして、実際は「ある」と言うことを町民の皆様からご指摘をいただきました。そこで、自分の勉強不足を感じました。

いろいろと町民の皆さんからアドバイスをいただき、過去の新聞記録や写真など調べておりましたところ、自分の家の近くの身近な所の八尾川放水路が浮かびました。

ここは、昭和16年、18年、19年、20年と続いて大雨や風水害によって八尾川が暴れた時期があります。中でも昭和20年の水害は最も規模が大きく、人家流失や死亡事故などの被災があったそうです。明くる昭和21年から5年かけて、海と川の狭間にある山を切り開いた八尾川放水路ができたそうです。

私たちの年代ではこの放水路を知らなくて、この放水路は当たり前にあるものだと思っていました。先日、新しい港町の第1雨水ポンプ場が完成して、海拔0メートルのところ

も水には余り浸からなくなってきましたが、山を切り開く発想事態がすごいことだと思っています。

旧西郷町の写真集「日本海に浮かぶ」のなかで、当時の工事風景の写真が載っています。重機の姿がありません。人と馬とトロッコで土を運ぶ作業でした。

この工事には一般町民の労力奉仕があったそうで、町民たちの悲願の稔りだったそうです。現代は川幅も広がり、新しい放水路もできていますが、私はこのきっかけを作った先人たち町民たちを称えてあげるべきだと思っています。町内で大規模な災害が少しでも阻止できているのも、この皆さんのおかげだと思っています。

私も調査をしたところ「防災遺産」「災害遺産」という言葉が出てきました。

「防災遺産」ですが、和歌山県広川町で津波に荒らされた町に人の力で堤防を造った。これは江戸時代です。それを防災遺産として、観光名所や町おこしの材料として使うことで町民達の防災意識を向上させているようです。

こうした活動で観光名所として、防災意識の向上として、そして先人たちの功績を称えるのに相応しいところが、この八尾川放水路ではないかと思います。更に、ジオパークの題材である「人の営み」のことで相応しいと思っています。

町民あるいは観光客の散歩道に、いきさつの書いた「看板」などあればきっと足を止めることと思います。

防災意識向上の面では、この放水路がきっかけで戦前の資料が残っていないことから改めて調査をして、我々町民独自の、誰でもわかる防災プロジェクトができるのではないかと私は考えます。

それで、質問事項です。

平成 26 年にできました「隠岐の島町地域防災計画」というものがあります。その中で、過去の風水害履歴が昭和 63 年以降となっているようです。それ以前のものを今後の調査によって含めていくことは考えているのか。政府でも「災害遺産」として、過去の文献や石碑等を認定して地域の町おこしにつながる活動を行っていますが、本町ならではの防災遺産認定には無理があるのでしょうか。考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、大江議員の「町独自の防災遺産認定制度を」のご質問にお答えいたします。

一点目の「本町地域防災計画の中で、昭和 63 年度以前の風水害履歴を今後調査し含める考えは」という点ですが、本町「地域防災計画」には現段階で被害の内容が確認できて

いる比較的大きな被害があった風水害について記載をいたしております。

過去の災害で、被害内容が確認できていない災害につきましては、水害統計や災害年報等の記録資料等を収集いたしまして確認がとれましたら、本町「地域防災計画」に掲載していきたいと考えております。

二点目の「本町ならではの防災遺産認定の考えは」という点についてでございますが、現段階においては、本町独自の防災遺産認定制度を創設する考えはもっておりませんが、先人達の功績は貴重な史料ですので、教育、観光等に活用していきたいと考えております。

自然災害の記憶は、時の経過とともに風化していきます。過去の災害の教訓は、人々の生命・財産を守るための貴重な史料であり、後世の人々に伝えていくことはとても大切な事ですので、広く住民に周知し、正しく伝えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○1番（ 大 江 寿 ）

終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、大江 寿議員の一般質問を終わります。

次に、6 番：西尾 幸太郎 議員

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

通告に従いまして、「特定有人国境離島特措法の今後の取り組み」についてと、「医療関係」の質問をいたしたいと思います。

まずは、「特定有人国境離島特措法の今後の取り組み」について質問いたします。

本年3月議会において、特定有人国境離島特措法にかかる「企画乗船券」について質問させていただきました。これは観光客に対してクーポン付き乗船券を販売し、実質的に運賃低廉化を住民のみではなく、観光客も対象とするものであります。

隠岐圏域においても「おき得乗船券」として、本年9月より販売し、台風などの影響もあって完売はしなかったものの、一定の成果をあげたのではないかと同時に、来年度に向けて早々に総括し動き出す必要があるのではないかと思います。

また、特措法が施行されてからおおよそ2年が経過し、航路・航空路の運賃低廉化や雇用機会の拡充、物流経費関連事業など、どのような改善が必要で、どこを拡充していく必要があるのか、また新たに必要な事業について、関係自治体や県としっかりと協議し、国に対して関連予算の拡充も含めて要望・交渉する必要があります。

そこで、二点質問します。

「企画乗船券」について、夏以降の閑散期のみではなく、観光シーズンがスタートする春先にも販売し、観光宣伝の材料や誘客のブースト素材としての活用も検討すべきと考えますが、来年度に向けてどのように考え、どのように対応するのか。

次に、今後特措法に関連する実施中の事業の改善・拡充の必要性、今後どのような新規事業が必要と考えているのか。また現在、県や国、関係自治体とどのような協議を行っているのか。

以上、二点についてご答弁をお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、西尾議員の分割質問一点目「特定有人国境離島特措法の今後の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

一点目の「来年度、企画乗船券はどのように対応するのか」についてでございますが、本年度実施しました「おき得乗船券」につきましては、議員仰せのとおり、ある一定の成果は得られたのではないかと考えております。

次年度以降でございますが、本年度実績の効果検証を踏まえ、基本的なスキームは、本年度同様「滞在型観光商品造成事業」として、継続実施していく考えであります。実施時期につきましては、繁忙期を除く時期を対象として検討をしておりますが、実施規模も含め、国、県の予算配分の動向に注視しながら、島根県や島前三町村及び隠岐観光協会と連携を図って取り組んでまいります。

次に、二点目の「今後、どのような改善・拡充・新事業が必要と考えているのか。また、これらに対して、県や国、関連自治体とどのような協議を行っているのか」についてでございますが、平成28年4月に「有人国境離島法」が成立し、昨年度より、離島航路や空路運賃の低廉化をはじめとする関連事業が実施されているところであります。

事業が実施されてから2年目を迎え、現在のところ、一定の成果をあげている一方、課題も見えてきているところでございます。

制度の改善等についてであります。航路・航空路の運賃低廉化事業については、人の流れを更に活発にしていくために、航空路の大阪直行便の扱いや、本土から来島される方々も対象となるよう、制度を拡充していくことが急務であると考えています。

また、輸送コストの低廉化事業につきましては、島内で処分できない廃棄物、主に漁網・FRP船等を対象に加えることや、隠岐圏域における経済交流を活性化させるため、新たに島

前・島後間の海上輸送も対象となるような制度の見直しも必要だと考えております。

何れいたしましても、有人国境離島法が、私ども国境離島に生活するものにとってより効果をもたらす制度となるよう、関係自治体が制度の見直し等を自ら考え、その実現に向けて国や関係機関に対し積極的に働きかけていくことが大切であると考えております。

このことから、全国142の関係市町村で構成される「全国離島振興協議会」が中心となり、有人国境離島法の関連事業も含む離島振興に係る施策全般を要望書として取りまとめ、本町も構成員の一員として、国や関係機関への積極的な働きかけを行っているところであります。

また、「全国離島振興協議会」の支部として「島根県離島振興協議会」が設置されており、島根県や隠岐広域連合とも連携し、本町からの要望事項も含め協議・検討を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

概ね、今後の事業の改善とか拡充であるところの問題点については、認識を同じくしていると感じましたので安心しているところでありますが、二点ほど再質問をさせていただきます。

「企画乗船券」のことにに関して、今後協議を進めていくということなんですが、10月末の販売終了をもってこの事業に関しては、総括されているのではと思うのですが、今日までの会議であるとか、どのような状況で行われているのか、もし担当課長の方で答弁していただけるのならお願いいたします。

○番外（地域振興課長 佐々木 千明）

有人国境離島関係事業につきましては、毎年、隠岐地域の離島振興会議というのを設けておりまして、これは隠岐の4か町村長はじめ、各隠岐圏域の関連団体役員が構成委員となっておりまして、この中で実施状況でありますとか実績を踏まえて、来年度どうしたらいいかということで毎年協議されておりますので、その中で「乗船券」の扱いが協議されております。

○6番（西尾 幸太郎）

3月の一般質問の際にも、国からのこの「企画乗船券」の情報に関しては、11月、12月の段階で情報が降りてきていて、早々に対応していれば春先からスタートできたのではという指摘において、町長からは「スピード感が足らなかった。」というような答弁をいただきました。

この「企画乗船券」に関しては、ただ単に観光客向けの事業ということではなしに、今後、船代であるとか飛行機の料金であるとか、住民に限定せず向こうから来ていただける方、全員に適応されるというところの交渉する際の材料になる事業ではないかと思います。こういった要望が実際にあって、どのような事業効果、経済効果があるのかというのをきちんと示せば、自ずと結論は見えてくるのではと思うのですが、このようなことを対応するには、やはりスピード感を持って対応するのが必要になってくるのではと。

今の時点から効果、検証して、1月、2月になると予算折衝とかに間に合わずに、来年、再来年という話しになってしまいますので、本来はこのような事業が終わった11月の時点で、早々に検証をして材料として使うためには、どのような対応が必要であるのかと、検証しながら直ぐにでも対応する必要があったのではと思いますが、その辺りの考え方をちょっと教えてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

「おき得乗船券」につきましては、先ほど申し上げましたが、一定の成果はあげていると関係者の中ではそういった議論をさせていただいております。

地域振興課長が答えましたのは、更なる総括を離島振興会議というものがありますので、そこでさせていただくのですが。

私も先日、この部分で要望活動に東京の方にまいりました。実際に既に国は、31年度の関係予算の要求状況を、有人国境離島の交付金で58.5億円、前年度比1.17倍。離島活性化交付金、これは戦略製品の輸送費等にかかる他の事業ののですが18.6億円、前年比1.20倍とはなっておりますが、先ほどお答えいたしましたように、実際には国・県の予算配分がどうなるのかという部分もございまして、県も通じて国の方には「滞在型観光商品造成事業」としての「おき得乗船券」は、ある意味では有り難かったが我々はその上の、交流人口観光客に対する物を一番に望んでいますと言うことは伝えてあります。

「おき得乗船券」は効果的であるとは言いながら、まだまだ交流の一端を担うものでしかないと判断しておりますが、国の予算配分はなかなか厳しいものと理解しております。

○6番（西尾 幸太郎）

国・県の予算配分に影響されるということは十分に理解しますが、それまでのところに十分に交渉なり情報共有など行って、新年度に向かって実施できるように形をとっていただきたいなと思います。

再質問二点目ですが、有人国境離島法に関係するものに関しては、全国離島振興協議会

の方で取りまとめて国等に要望を挙げているということなのですが、どうしても全国離島振興協議会のところで要望を挙げると、離振法に係るところが最優先されて、全部の市町村が特定有人国境離島に認定されている訳ではないので、どうしてもその辺りの部分があまり前に出して要望し辛い部分があるのではと推察されるので、できれば部会でもかまわないので、特定有人国境離島に係る自治体の連絡会をきちんと立上げて、この特措法に向かって連絡とか協議を行う必要があるのではという風に私は考えを持っているのですが、その辺りの町長としての考えお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘の有人国境離島関係だけの連絡会という点についてですが、今年度開かれる「離島総合振興会議」におきましては、私の方から改めて提言・提案はさせていただきますが、先般11月末に離島振興協議会がございました。おっしゃるとおり、特化特定の有人国境も含めた離島の協議会ですが、私も理事をしておりますので出席をさせていただいて国会要望活動を8班に別れて、それぞれの班ごとに回る訳ですが、その前の決定事項として、特定有人国境離島の航路運賃等の拡充、予算確保ということを確認して出掛けました。私は鹿児島県の町長と一緒に班でしたが、それぞれの議員に特定有人国境としてもこういった要望が強く出ていますという点ではお伝えをしています。それで十分だとは思っておりませんが、最初にお答えをいたしましたように、県の離島総合振興会議におきましても提言はさせていただきます。

○6番（西尾 幸太郎）

町長の方から十分でない側面もあるという答弁をいただいて、私も同じような考えです。どうしても140近い自治体が関連する「離島振興法」に係わる所では、特定有人国境離島の具体的にこういう対応をして欲しいという、具体的な話でそぐわない部分も出てくるのかなと思います。特定有人国境離島に指定されている自治体が連携して、具体的な要望を国に挙げていくという、そのスキームみたいなものは組み立てることが必要であると思いますので、今後、町長が全国離島振興協議会の方に赴く際には、関係自治体の首長、県の職員と情報交換して、そういったものを立上げる必要があるのではないか、という風なことも提言していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「かかりつけ医の将来の体制」について伺います。

都万地区、五箇地区、中地区、布施地区などの旧三村地区では町が診療所を設置し、地

域の「かかりつけ医」体制を責任をもって構築しています。西郷地区については3名の開業医の先生方に「かかりつけ医」の任を担っていただいているのが現状です。

3名の先生方が現役で診療を続けておられるところに、このような話をするのは大変失礼になるかもしれませんが、この先5年後、10年後に私の親世代である先生方が中心となっている現状の「かかりつけ医体制」を維持するのは大変厳しい状況にあり、万が一、現状の「かかりつけ医体制」が崩れることがあれば、患者さんは隠岐病院に集中することになり、こうなると医療従事者、患者双方に多大なる負担を掛けることになることが予想されます。このことは、歯科診療にも言えることであります。

このような問題に備えて、将来的な西郷地区の医療体制のあり方について議論し、準備を早急にすべきと考えます。また、西郷地区だけではなく、隠岐病院、各地区の診療所体制も含め、この町の総合的な診療体制がどうあるべきか併せて考えていく必要があります。

そこで、将来の西郷地区の「かかりつけ医体制」について、現状どのように考え、今後どのようにすべきと考えているか、町長のお考えをお聞かせ下さい。また、本町の総合的な診療体制のあり方について、将来的なビジョンがあればお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾議員の分割質問二点目「将来の西郷地区の『かかりつけ医』体制について」のご質問にお答えいたします。

西郷地区の3名の開業医の先生方につきましては、地区住民の方々の「かかりつけ医」として無くてはならない存在となっております。しかし、その将来を考えると、いかに現在の体制を維持していくのかが大きな問題となってまいります。各医院の問題解決を各医院だけに任せるのではなく、開業医の先生方と町及び広域連合が一緒になって考えていかなければならないと考えております。

現在、隠岐病院には開業医の後継者の先生がおられますが、医師としてキャリアを重ねていく中で、病院と医院との間で専門的な分野を補完できる相互診療を行っていくこと等について、意見交換がなされているとのことです。他にも機会あるごとに同様の意見交換を進めていくと伺っております。

今後は、各医療機関の状況を考慮しながら、住民の方々が地域の「かかりつけ医」で診療が受けられる体制を維持していかなければならないと考えます。

また将来は、町内の開業医の先生方、隠岐病院、町立診療所の間でより密接に交流をすることでお互いに補完し合い、それぞれの医療機関で役割分担をしながら、限りある医療

資源を有効に活用できる連携のあり方について検討をし、歯科も含めた地域医療を維持していくことができる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（西尾 幸太郎）

この問題に関しては、開業医の先生方が自分たちが行っている診療所と、どう事業継承していくかという考え方にもよるところであるので、早急に答えを出すのは難しい問題かとは思っておりますが、ただ、今からこのパターンでいったら、このことが考えられるとといったことであるとか、こういった場合にはこう対処しましょうというシュミレーションを行って、そういった問題が起こった場合に対処する心構えと準備はきちんとしておくべきかという風に考えます。

今回は、西郷地区の「かかりつけ医」に特化して質問しておりますが、町全体の診療体制でいったら隠岐病院も現状、大変おめでたいことなんですが、看護師が10名以上育休・産休でお休みされていて診療体制等の変更も必要になってくるといった話も聞いております。

町立の診療所においては、今までも話しが出ていますが医師をどう招へいするのか、という問題を抱えております。この町の医療体制に関しては、三つの開業医、隠岐病院、町立診療所と縦割りで行われていて、私見ではありますが、例えば隠岐病院と町立診療所が組織統合すれば、例えば産休・育休でお休みされている看護師の配置もある程度、柔軟性をもった対応ができるのではないかという風にも思いますので、将来的には組織統合も視野に、そういったもののシュミレーションであるとか、検討が必要になってくるのではと。

例えば、開業医の先生方に後継者がいなければ、町の開業医の方が町立診療所として編入するようなこともシュミレーションして可能かどうか、また、町の財政的にできるのかどうかも含めて考えていく必要があるのではないかと思います。その辺りの準備であるとかシュミレーションに関して、町長の考え方をもう一度お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

現在、開業医、診療所、隠岐病院の三者での医師連絡会は年に数度開催しておりまして、意見交換もしております。

議員が言われますとおり、開業医の先生も一番若い先生で70歳という状況です。ご指摘のとおり、その先どうなるのかという心配はあります。先ほど申し上げました、病院と医院との間での補完というような検討、これは具体的には、例えば診療所の先生が、外科・内科の技術を持っておられる、そうしたら、日程が決まれば隠岐病院とかで診察をしていただく間に隠岐病院から診療の医師を派遣するとか、これはまだ決定事項ではありません

が、そういった踏み込んだ内容もシュミレーションしながら、現在、広域連合が中心となって診療所も含め、将来に向けた新しい医療体制について、かかりつけ医も含め検討中と伺っておりますので、何れにしましても早い時期にそういったシュミレーションのご報告もしなければならない時期が来るのであろうとは思っております。

中心が隠岐広域連合ですので、またそちらと協議をしながらご報告したいと思っております。また、隠岐病院と診療所組織の統合という点につきましても、それも含めて三者の診療体制、将来の医療体制について検討していくという風にご理解いただきたいと思います。

○6番（西尾 幸太郎）

議論、検討していただくと言うことですので、今後を見守りたいと思いますが、これについても議論が5年も10年もかかるという話ではなくて、やはり早急にシュミレーションしてこういうパターンの場合はこういう対処をしますよと、こういった要望が出てきた場合にはこうするつもりですよというものを、きちんと町の方が財政的な面も含めて、ある程度腹づもりしていただければ、開業医の先生もその考えが見えてくれば、きちんと事業継承しようという話も家の方とできると思うし、そんな見えない状況では議論とか話し合いもし難い部分もあるのかなと思いますので、その辺りに関しては早急な対応をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（石田 茂春）

以上で、西尾 幸太郎議員の一般質問を終わります

次に、16番：福田 晃 議員

○16番（福田 晃）

二点ほど通告しておりますので質問します。

一点目、「平成30年度新規事業の執行状況」についてお尋ねいたします。

平成30年度も残り3か月半となりました。毎年度の事ながらこの時期になると、地域の皆さんから3月議会の当初予算で「可決」されたのに未だにやってくれない、どうなっているのだと言う声を多く聞きます

観光施設のように夏季には観光客等の対応でできず、冬季に工事を行うのは当たり前のことではあるが、現在着手していない事業は、当初計画の予定通りの範囲か、また、問題が発生して着手できない事業はないか伺います。

次に、町民に事業の実施予定月を周知させるためにも、3月定例議会の来年度当初予算

書に新規事業着工期日を明記して審議するのも一考と思うが如何ですか。

以上、伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、福田議員の分割質問一点目「平成 30 年度新規事業の執行状況について」のご質問にお答えします。

一点目の「予定通り事業は進んでいるのか」についてであります。予算の執行につきましては、年度当初に予算執行方針を示し、事業の早期発注・早期実施、また事業の弾力的かつ機動的な執行により、年度の早い段階から事業効果が十分に現れるよう指示しているところでございます。議員仰せのとおり、事業によっては季節的な問題など、執行が遅くなる場合もございますが、計画的、効果的な事業実施と効率的な予算執行に努めておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

二点目の「来年度の当初予算書に事業予定月の明記を」についてであります。先ほど申し上げましたとおり、予算の執行にあたりましては、計画的に、早期発注・早期実施を指示しているところでございます。

しかしながら、補助金等の内示時期、地元との調整など、予算編成時には時期を把握できないことも多々ございます。

3 月議会定例会での予算上程に際し、当初予算書に着工期日を明記する予定はございませんので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

私が質問いたしました、何か事情があつて着工できていない事業はないかという。これは町長、全体的に効率的にやっているから無いということですか。答弁がないのでお尋ねします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

順調に進んでいるかのご質問でございますが、特に課長会においても問題点の協議もございませんので、私は順調に実施がされているものと判断しております。

○16番（ 福 田 晃 ）

答弁では「効率的に実施されている。」と。

通告しておりませんが、私も当初予算で通っているのに未だにやっていない所とか、そろそろ始めるべきではないかという所も実際あります。例をあげれば、10 月の末ぐらいだったですか、もうそろそろとり掛かっているかと思って、「カップ公園の公衆トイレ」の設

置作業の所に行ったら、リーダー的な人が3名ぐらいおられて聞いたら、「まだ掛かってないけど来年度ぐらいかな」と言われてましたが、この頃から基礎工事に入っておりますが、町長が言う、効率的に事業を進めると言った。あれが完成したら冬になって、折角、今年度造ろうかと言っている公衆トイレが、誰もあの辺に集まって使用することのない頃に完成しますよ。

効率的に事業をやっていると言うなら、そういうことも踏まえながらやっていただきたいと、そういうことができているかというのが聞きたいところです。年度内にできるからというのではなくて、当初に計画した期日あたりに進んでいるかというのを聞いております。今一度、答弁をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

事業発注に当たって、以前は少し事業が遅れたり議員ご承知のとおりだと思いますが、そういった中で早期に各課に発注するように促したいということで、「施設管理課」を作った中で事業をなるべく後に発注するのを避けるような形で進めております。

ただ、ケースバイケースでございますので、5月に出したから工期が10月だったのが8月に完成したから「良かったね」ということではないものでして、やはり受け手のいろんな状況もございますし、ある程度の期間をもった工事発注、それも含めた適正な事業だと思っておりますので、早くに出来たからそれ利用をということは、少ないかとは思いますが、町は町なりに適正な事業発注をしていると考えております。

○16番（福田 晃）

これは、今後、適正にやっていただければと思います。

なぜ、私が二点目のこういう提言をしたかということ、当初予算に事業予定月を明記すると、町民の皆さんもこの事業はいつ頃やってくれるというのが分かって良いことだと思いますけどね。地元との調整などで予算編成時に時期を把握できないと言われたが、予算編成をする時に地元との調整をしてから予算編成はするのではないですか。調整しなくて予算だけ作って、その後調整するところですか、如何ですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

地元との調整はいろんなパターンがございます。予算によっては、その年に用地交渉をすることも事業計画の中ではございます。その点で下話はしておりますが、用地交渉等を当該年度で行う場合もありますので、そういった部分も含めて把握できないということを申し上げております。

また、工事の着工期日につきましてはできるだけ皆さんに早くお知らせできるよう、工事の状況報告をホームページに着工期日を概ね入れたものを掲載させていただいております。3月というよりもできるだけ早くということで、4月、5月には期日を皆さんにお知らせしているところでございます。

○16番（ 福 田 晃 ）

当初予算の時期に着工期日を示したらどうかと言うのは、所管課は一生懸命やっているとは思いますが、目標期日が設定されていると、所管課においても事業に向けての取り組み方が違ってくるのではないかと思います。そうでなかったら、急いでやらんでも今までの現状からいって年度末までに仕事が終わればいいのでは、という考え方が無きにしても非ずと思いますが。

やはり町長、はっきりした期日でなくても期日を明記して、当初予算の議会で審議することはしない考えですか。再度伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

議員ご指摘のお気持ち、お考えは分かるのですが、先ほどの私の説明が不足している点もございしますが、地元の調整や用地交渉が全て前年度に終わるというものでもございせん。当年度に用地交渉、用地費も含めた予算を要求して、そこから契約ということになりますので、スムーズに契約することが一番ですが、中には少しお考えをおっしゃってからという方もいらっしゃいますので、4月から直ぐ6月に契約できた工事を施工するということでもなく、また、この予算の執行時期について、4月、5月にお知らせできるのは、各担当部署が年間計画を立ててお知らせする訳ですから、当初予算の時に担当部署ではある程度それなりの計画は持っておりますが、最終的には年間発注の他の事業も含めて4月、5月に町民の皆さんにお知らせできる状況にさせていただくということになります。

議員がおっしゃるとおり、それが分かるというのは理解できますが、議員の皆さんには着工期日をご審議いただくものではなく、事業内容をご審議いただくことですので、ひとつご理解いただきますようお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

あまり納得もいきませんが、次の質問にいきます。

次は、「診療所医師招へいの現況について」でございます。

都万診療所医師が病気療養に入って4か月になりました。一日も早い快復を望んでいま

すが、復帰の予定はいつ頃なのか、個人情報保護のこともありますので、現在の状況を答えられる範囲内で答弁願います。

また、現在、隠岐病院等のご協力により変則的ではあるが、どうにか開所していますが、全快しても来年3月には定年退職。五箇診療所の医師も9月で定年となり、医師の確保は喫緊の課題となりました。

過去、隠岐病院産婦人科医師不在で島外出産が余儀なくなったことや、同じく隠岐病院の精神科医師が不在となる危機があつて病棟を閉めなくてはならないようなこともありました。また、都万診療所医師が不在となったことを踏まえ、平成20年3月定例議会において医師招へいに関する担当部署を設置、職員を配置して積極的に取り組んで成果をあげましたが、現在医師確保に向けてどのような体制で活動しているか、見通しはどうか。

また、所管の委員会から要望のあつた通年的に取り組む担当部署を設置する考えはおありでしょうか、お伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、福田議員の分割質問二点目「診療所医師招へいの現況について」のご質問にお答えします。

都万診療所医師につきましては、8月下旬頃から体調を崩され、長期休養をされることとなりました。都万地区の皆様方にはご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことに対しまして、改めてお詫び申し上げます。一刻も早い本格復帰を願つてはおりますが、個人的な情報の部分もございますので、現在復帰を目指しているということで答弁をさせていただきます。

この間、復帰を願いながら他の診療所、隠岐病院等から応援に来ていただき対応しております。担当部署の設置につきましては、現在、保健課兼務の体制で行っておりますが、県医療対策課、広域連合の医師招へい関係部所、関係機関との連携を密にして対応しておりますし、議会の皆様方のご理解を賜り、各雑誌の方にも医師招へいのPRをさせていただいております。今後もこの体制で連携を図りながら、3月いっぱい退職となる都万診療所、あるいは9月で退職となる五箇診療所の医師につきましては、招へい活動に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

町長、何か対応が生ぬるいような気がします。

平成 20 年 3 月に医師招へいの担当部署を、また議会の 3 月定例議会において「医師招へいの特別委員会」を作って、町長はじめ、執行部も一緒になってみんな大変だったかと思っております。

私たち議会も悪かったと思いますが、あまりにも対応が遅い。もう来年の 3 月、また 9 月には五箇の医師が定年になるというのに、あまりにも体制が、対応といいますか、組織づくりというのが遅いような気がしております。

今の町長の答弁によると「保健課兼務の体制を維持し」と、この平成 20 年に作った時には「定住対策課」で新たな特別な制度を設けて行ったです。この時は、ある一議員からは「保健課でやるべきだ」という反対討論もありましたが、この定住対策課の担当部署でやって成果を収めたです。この保健課兼務の体制で、医師を早急に確保できることが町長はできると思っておりますか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

対応が遅いのではというご指摘ですが、確かに現状を見ますと来年 3 月に向けて「医師の確保はつきり決まりました。」というご報告ができていない状況では、そうおっしゃられても仕方ないと思っております。

保健課兼務と言いながら、県医療対策課の先生、あるいは課長さん方と一緒に、また、平成 20 年と違いまして隠岐病院も広域連合も一緒になって取り組んでいただいております。保健課長が実際に 2 名の医師にお会いさせていただいたり、1 名の医師に診療を手伝っていただく中で、いろんな話し合いを進めているのも事実でございます。それがきちんと快諾を得て、私たちも承諾を得て 4 月から勤務をしてください、という状況になっているということで、机の上で見ている訳ではなく、活動的に積極的に本土に出掛けるよう務めています。

また、医師確保はなかなか難しい面はございますが、議員の皆様方にも情報等をいただければ、皆さんと一緒に医師招へい活動に向かって行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○16 番（ 福 田 晃 ）

ということは、担当部署を設置する考えはなくて保健課兼務でやるという考え方ですか。

私は、医師を募集するにおいて、全国誌の本に公募を出した 24 万円ですか、今度、補正を組んだ。「広報 隠岐の島」でも大々的に町民の皆さん方に「友人、知人等におりました

ら」と出すかと思えば、「おしらせ便」の片隅に載せてよく読まんと分かん。本当に危機感を持っていたら、もうちょっと目に見えるような、ここで議員に言うのもいいですが、もう少し頑張っていたきたいと思います。それと併せて、担当部署の設置をする考えはなく、保健課兼務の体制でやる予定ですか、質問します。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

体制につきましては、先ほどお答えいたしましたように、保健課長兼務の体制で連携を図りながらやっていきたいと思っています。情報量の不足につきましては、ご指摘のとおりであり、各職員には先ほど議員がお話されたように、「近くにそういった方がいないか。」というような声かけを行っておりますので、まずは情報収集することが先ですし、県の医療対策課の方と十分協議しながら、今後も進めていきたいと思っております。

○16番（ 福 田 晃 ）

終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、福田 晃議員の一般質問を終わります

ここで、14 時 45 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 1 4 時 3 4 分 ）

○議長（ 石 田 茂 春 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 4 時 4 5 分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、2 番：村上 謙武 議員

○2番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、事前通告に沿って質問を始めます。

始めに、「第2次総合振興計画の策定に際しての中期財政計画の資料作成と町民への財政状況の公表」並びに「現総合振興計画の検証・評価について」の二点、質問いたします。

町長は今年9月定例会において、第2次隠岐の島町総合振興計画の策定に関する同僚議員からの一般質問に対して次のように答弁されております。「次期総合振興計画の策定に当たっては、本町における課題解決と地域活力の向上を図るためには何が必要なのかを十分に検討し、それに対して最大の効果をもたらす高い戦略性を備えた計画となるよう取り組んでまいりたい。加えて、町民の皆様方との協働による計画づくりを心掛けることは申す

までもありません。」という趣旨の答弁でありました。

町長は、町民との協働による計画づくりを心がけるということですから、当然に町民からは地域の課題解決や活性化に対する多様な意見や要望がたくさん出てくるのが十分に予想されるところであります。町民の意見や要望を十分に反映し、高い戦略性を備えた総合振興計画を策定することは大変重要なことであります。しかし、当然ながら財源の裏付けがなければ計画された事業を実施することは不可能であります。

また、財源不足を補うために町債を増発して事業を行えば、町の借金は益々増大し町財政を確実に悪化させてしまうことは間違いありません。

池田町長となってから、大規模事業が集中し、その財源確保のために平成 29 年度からの 3 年間で約 130 億円規模の町債を発行し、行財政運営を行う状況となっております。

今後、益々増大する公共施設やインフラ整備のために恒常的に必要とされる経費、そして、人件費・扶助費・公債費といった義務的経費等、これらの財源が果たして十分に確保できる見通しはあるのか。政府の国債発行残高は今も増え続けており、地方の公債残高と合わせると 1,000 兆円を超えてしまったことなど、国の財政問題を考えるとなおさらのこと、本町の将来は大丈夫なのかと。このような不安を強く感じるところであります。

このように様々な不安材料が考えられる中で、第2次総合振興計画を策定するに当たり、今後厳しさを増してくる財政問題が本町の一番大きな課題になるのではないか、と危惧されているところです。現状では本町の財政状況に関する、今後 5 年間から 10 年間にかけての歳入・歳出の内訳をはじめとする収支の状況がどう推移していくのか、その中で財政運営はどうあるべきか等について、町民が容易に理解することができる、分かりやすい中期財政計画の資料はこれまでに作成はされておられません。

多くの町民が将来の我が町の財政状況をきちんと把握することができる、分かりやすく、かつ精度の高い中期財政計画を作成し、その上で町の厳しい財政状況を行政と町民が共有しながら、第2次総合振興計画の作成に取り組んでいくことが不可欠ではないかと考えております。

分かりやすく、かつ精度の高い中期財政計画を作成し、広く町民に公表することは第2次総合振興計画の具体的な策定作業に入る前に、町が責任を持ってやるべきことではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、現総合振興計画の残り期間が一年余りとなりましたが、これまでの約 10 年間の現総合振興計画の総括的な検証をどのように行い、そして、それらの検証評価結果を次の総

合振興計画にどのような形で反映させていく方針なのか、町長の見解を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

村上謙武議員の分割質問一点目、「第2次総合振興計画の策定に際しての中期財政計画の資料作成と町民への財政状況の公表並びに現総合振興計画の検証・評価について」のご質問にお答えします。

一点目の「町は第2次総合振興計画の具体的な策定作業に入る前に、責任を持って中期財政計画を作成し、広く町民に公表すべきではないか」についてでございますが、厳しい財政状況の中、将来的に持続可能な行財政基盤を確立することの一環として中長期的な視点に立ち、中期財政計画を策定しているところでございます。毎年、年度更新を行い5か年の財政推計を行っているところでございます。

計画の公表に当たりましては、議員ご指摘のとおり、町民の皆様に分かりやすく、財政状況が共有できるように努めてまいります。

二点目の「現総合振興計画の検証・評価に関する対応方針」についてであります。議員仰せのとおり、現行の総合振興計画は平成31年度をもって計画期間の終了を迎えますことから、現在、次期計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。

現行の総合振興計画は、総合戦略のように具体的な数値目標を定めておりませんので検証が難しいところもございますが、町民の皆様へのアンケート調査や、幅広い世代・団体の方々との意見交換会などを通じて、この10年間で何が変わったのか、何が問題となっているのかを十分把握し、現行の総合振興計画についての課題点等を整理したいと考えております。

また、必要に応じて「隠岐の島町総合振興計画審議会」へ意見を求めるなど、それらの結果も踏まえ、次期計画の策定作業に移りたいと考えておりますので理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

中期財政計画の策定に当たって再質問をさせていただきたいと思います。

町長から「将来的に持続可能な行財政基盤を確立することの一環として中長期的な視点に立って、策定している。」との答弁がございました。

ここから細かな質問をしたいと思いますので、担当課長が答弁されれば適当かなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、役場玄関前の掲示場所には、本年度の予算、財政に係わる上期4月1日から9月

31 日までの本町の財政状況を示す資料が掲示してございます。内容は「上期の歳入・歳出予算の執行状況」、「本町の財産・地方債及び一時借入金の現在高等の財政状況」等を広く町民に知ってもらうために公表する資料であります。その中で、私が見て大変気になったのが、地方債の現在高が 290 億円を超えているということでもあります。

昨年、そして一昨年末に担当課の方から A4 サイズ 1 枚の「中期財政計画総括表」というのをいただいております。この表を見比べて見ると、平成 30 年度の地方債の現在額、一昨年の資料では 239 億円、昨年度いただいた資料では 249 億円となっています。単純に今現在と地方債の発行残高を比べると 40 億円以上の差が生じているということで、今後、公債費の執行があるのでこの 40 億円というのはかなり少なくなると思うのですが、最終的に 25 億円以上の開きが出てくるのではないかなと予想されております。その辺のところの説明と、このように自治法で住民への公表が義務づけられている町財政の状況等の、大事な情報は町のホームページにきちんと分かりやすく掲載すべきだと考えております。担当課長の答弁をお願いします。

○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）

財政状況の公表についてでございますが、財政状況公表に関する条例に基づきまして、先般、今年度 4 月から 9 月までの予算執行状況等につきまして、玄関前の方に告示をさせていただいたところでございます。

一般会計以外、特別会計の部分もその中に示してございまして、先ほど言われました地方債の現在高、事務的な話になりますが、中期財政計画で求める地方債の現在高というのは、一般会計並びにへき地診療所、2 つの公債費の残高をいうものでございます。議員の持っておられる公表された数字というのは、特別会計も含めたものが約 300 億円の地方債の残高がございまして、そこの差の数字を言っているところだと認識しているところでございます。

昨年の決算でいいますと、中期財政計画では 29 年度末で 223 億円の地方債の残高だということで公表しているつもりでございます。併せて、ホームページ等の公表に関しましては、今の中期財政計画が数字だけの計画になっているところで、住民に対して非常に分かりにくい計画ではないかという認識をもっておりました。ご指摘のとおり、今、30 年度分を作成しているところでございますが、今年度作成する中期財政計画に関しましては、分かりやすい形でホームページに年度末までには公表したいと考えております。

○2 番（ 村 上 謙 武 ）

担当課長の方から説明をいただいて、初めてその辺の事情が呑み込めたということですので、その辺がよく分かるように我々に配付するこういった中期財政計画にそういった地方債の額とか地方交付税の予想等については、なるべく精度の高い数値でもって、この中期財政計画を策定していただきたいと思っております。

次に、現総合振興計画の検証と評価についてであります、「住民アンケートとか調査・取りまとめを行いながら各種団体との意見交換会、そして審議会の意見を取りまとめて現行計画の検証を行いたい。」と言っておりましたが、振興計画策定工程表を見ますと、現振興計画の評価・検証期間が年が変わって1月、2月、3月と3か月間で予定されているということで、この間は新年度の予算策定とか新年度事業の準備等で非常に忙しい期間でありまして、3か月の間で果たしてしっかりした、そういった現行振興計画の検証・評価ができるかなと少し疑問に思っているところであります。

そこで、特に現総合振興計画の検証・評価に当たっては、振興計画の中にあります「振興計画の推進体制について」、この点についてはしっかり検証していただきたいということであります。3つほどありまして、①町民と力を合わせ協働で進めるまちづくり、②公正で透明性のある行政を推進するための情報の共有、③町民の視点に立った効率的な行政運営、この3つが現振興計画を実施していく上での推進体制として掲げている項目であります。これは、本町の「まちづくり基本条例」に基づいての基本姿勢を、この振興計画の中で定めたものでありますので、このことは客観的に検証・評価はやっていただきたいという風に思っていますので、この点について今一度、町長の方から振興計画推進体制について、思い当たることがあれば現時点での検証なり、評価についてお答え願えればと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

推進体制をどのように考えているのかという点についてと、1月から3月までのスケジュールについてその間にできるかというご指摘、ご意見ですか、次期計画に向けてのプロポーザルが終わりました。このことによって、来年の3月までに先ほど申し上げました「住民アンケート」等いろいろ整理、検証します。

そして、計画推進の体制の3つのまちづくりに対する推進体制でございますが、現計画についてはこの体制でやってきたつもりです。ただ、今からこの体制についてどうだったかというのを検証するものでございます。

○2番（村上 謙武）

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

「公共施設等総合管理計画に基づく公共建築物の個別施設計画の策定状況及び第2次総合振興計画と公共施設等総合管理計画との関係」についての質問をいたします。

総合振興計画に基づき“まちづくり”を進める上で、公共施設等の適正化・長寿命化をどうしていくのか非常に重要な課題であると考えております。人口減少と財源不足が進むなかで、大きな財政負担となる公共建築物の維持・管理を今後どのようにすべきか、全ての公共建築物に対しての具体的な計画づくりが急務ではないかと考えるところであります。

平成29年3月に策定された「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」の目的は、町有財産の公共建築物、例えば学校・公営住宅・レクリエーション・観光・高齢者福祉・集会所等々の点検・修繕・更新を行うための「個別施設計画」を策定し、そして、公共施設の適正化・長寿命化などを計画的に実施することによって財政負担の軽減と平準化を図り、その上で、公共施設を効果的・効率的に活用し運営して行くことが当該管理計画の目的であると記されております。

近年、特に公共建築物の4分の1の延床面積を占める学校施設においては、多くの学校で修繕工事が残念ながら計画的に実施されておらず、場当たりの修繕による対応が見られ、児童生徒の安全・安心と、教育現場に相応しい環境整備が十分に維持されているとは言い難い状況が続き大きな課題となっています。

一番の原因は、修繕費の慢性的な予算不足に尽きるのではないかと考えますが、学校施設に限らず、全ての公共建築物の抜本的な課題解決に向けた、計画的な取り組みを着実に実施していくことが重要であることは明らかであります。

そこで、次の3点について質問します。

①本町の公共建築物の「個別施設計画」の策定状況について、その策定作業は進んでいるのか、進捗状況についてお伺いします。②公共施設等総合管理計画の目標を達成するために、今後どのような方針のもとに具体的施策を立て計画を推進して行くのか、基本的な方針を伺います。③2020年度からの第2次総合振興計画に、公共施設等総合管理計画の内容をどのように反映させていく考えをお持ちなのか。

以上、3点について町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問二点目、「公共施設等総合管理計画に基づく公共建築物の個別施設計画の策定状況、及び第2次総合振興計画と公共施設等総合管理計画との

関係」についてのご質問にお答えします。

一点目の「公共建築物の個別施設計画の策定状況について」のご質問であります。公共施設等総合管理計画に基づく各施設ごとの「個別施設計画」につきましては、施設を所管する担当課で逐次策定を行うこととしており、町営住宅や総合体育館におきましては、既に策定され、それに基づく管理が行われています。

また、学校施設、廃棄物処理施設につきましては、平成31年度の策定を予定しているところであり、その他の施設につきましても準備が整い次第、策定に取り掛かる考えでございます。

二点目の「本町の公共施設等総合管理計画の目標を達成するために、今後どのような方針のもとに具体的施策を立て計画を推進していくのか」についてでございますが、先ほど申し上げましたように、まずは、それぞれの公共施設を所管する担当部署が「個別施設計画」の策定に取り掛かり、関係する事業を総合振興計画の事業実施計画に計上した上で、適時実施するよう努めてまいります。

次に、三点目の「第2次総合振興計画に、公共施設等総合管理計画の内容をどのように反映させていくのか」についてでございますが、次期総合振興計画に掲げるまちの将来像を実現していくためには、安定した財源の確保が不可欠となりますことから、既存の公共施設の利活用や適正化に取り組んでいくことも当然必要になってくると考えております。

このことから、今後、次期総合振興計画を策定していく過程において、公共施設のあり方も併せ議論してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

公共施設のあり方について、再質問させていただきます。

本町の場合は、町民一人当たりの公共施設床面積は資料では10.4㎡となっております。他の自治体を調べてみますと、人口5万人から6万人の市ではこの約半分の5㎡が一人当たりの床面積となっております。つまり本町の場合、人口の割りに公共施設が多いという統計が出ております。老朽化が進行していく公共施設の「個別施設計画」を一刻も早く策定し、計画的な施設の維持、統廃合、長寿命化を確実に進めていくことが求められております。

午前中の質問に「旧町民体育館の解体と跡地利用」に関する質問がございましたが、これから検討する状況にあるということで、スピード感がまったくないなという感が強かったところでもあります。

今年度組織の変更で「施設管理課」ができましたので、こういった本町の施設の個別計画や全ての施設の維持管理等を一括して業務を行うものと期待をしておりましたが、先ほどの答弁では、所管する担当部署がそれぞれ個別の施設計画を策定するということでしたので、やや失望はしているところです。

ただ今申し上げましたように、施設管理課の担当業務を拡張して町保有の公共施設を一元的に統括して、そして重要な予算を確保して議会や住民に丁寧な説明と、十分な情報提供を行いながら、スピード感をもって「個別施設計画」に取り組んでいくべきではないかと思っておりますが、この点について再度見解をお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再質問にお答えをいたします。

まず、床面積の件については統計的におっしゃるとおりですが、この点については我が町が離島であること、公共施設利用に頻繁に他市町村に行き来ができないこと、あるいは本町が4か町村の合併であることから、各旧町村で施設を持ったということが一つの要因でございますので、統計的に多いという数字であってもそれは致し方なかった状況であるという風に理解しております。

また「個別施設計画」についてでございますが、現段階では各担当部署において施設管理をするために計画策定から管理するのは致し方ないと思っております。「施設管理課」をつくったこと、そして議員が先ほどおっしゃられたことは、考え方としては私もそういった意味でつくっております。ただ、残念ながら「施設管理課」に対してその態勢が十分に取れるような状況ではありません。一つには技術者の問題、あるいは人員の問題。

今後その方向に向けて、折角つくった「課」でありますから、業務拡張という意味でなくて充実していきたいと考えております。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

本町の公共施設に関しては、これは公共施設更新費を「試算ソフト」を使った参考データではございますが、今後30年間に本町で必要とされる施設等の維持、更新費用はどのぐらい必要かというものが出ております。

ただ今、質問しました公共建築物が本町には265施設と資料にはあります。これを今後、維持、管理、長寿命化を図っていく上で、毎年平均で15億円掛かるという試算が出ております。インフラの方は道路、橋、上下水道等の維持管理、長寿命化ですが、これに関しては年平均約17億円という試算が出ております。単純に考えると、これから公共施設の建物、

インフラの整備に約 32 億円の経費が必要だという状況を考えた時に、こういった個別の施設の計画を一刻も早く策定して、現在の 265 の公共建築物の現状把握を行って、これは非常に大事なことです。総合振興計画の中にきちんとした位置づけをして、計画どおりに進んでいるかということを毎年検証できるような形で、振興計画も立てていく必要があるのかという風に思っております。

今後、その辺の経常的な経費が必要だということですので、その辺のところも踏まえて次期総合振興計画の中にしっかりと取り入れた“まちづくり”をやっていただきたいと考えておりますが、最後にその辺のことについて町長の方から見解を伺えればと思っております。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

朝の高宮議員のご意見、また今後の一般質問にも関連ございますが、前回 9 月議会で申し上げましたように「行財政改革」の中で、公共施設については十分協議、検討しなければならないというのは変わっておりません。といいますのは、本当に必要な老朽化した施設がそこにあつていいのかどうかという点もございます。そういった物に維持管理費を掛けていいのか、逆に言うとそれに対する取り壊しの費用も掛かってきます。そういった面で早く壊したい物があつたとしても、先ほど申し上げましたが、適正に管理していくためには安定した財源の確保が不可欠でございますので、止めるにしても実施をするにしても財源の確保を十分に考えていかなければならないと思っております。

先ほどらい指摘されております「次期総合振興計画」の策定については、先ほどもお答えをいたしましたように、公共施設のあり方も併せて議論をしていきたいと考えております。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります

次に、7 番：池田 賢治 議員

○7番（ 池 田 賢 治 ）

通告いたしました一般質問をいたしたいと思います。

まず、一番目の「自然災害に対する防災対策について」質問いたします。

7 年 9 か月前の平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を始め、熊本地震、鳥取県中部地

震、そして今年夏に入って大阪府北部地震、西日本豪雨災害、台風 21 号、また北海道で初めて観測された胆振東部地震など、これまでに経験したことのないような大規模な自然災害が相次ぎ、日本列島に甚大な被害の爪痕を残しております。

また、本町においても昭和 58 年 5 月の日本海中部地震による津波被害、そして平成 19 年 8 月の県内で観測史上最高となる猛烈な豪雨を観測し、幸いにも人的被害こそなかったものの、本町全域において、住宅の全壊をはじめ、家屋の浸水被害、道路、河川、農業施設、上下水道施設など過去最大の自然災害を経験しております。

我が国は「地震活動期」に入ったとの指摘や、「地球温暖化」の影響も論じられています。まさにこういった自然災害が、いつ起きてもおかしくない状況にあり、大きな脅威となっていることは紛れもない事実であります。住民の命と暮らしを守るためにも、防災意識を高めるためにも、自然災害に対する防災対策が本町の大きな課題になっているものと考えます。

平成 26 年 6 月に「隠岐の島町地域防災計画」が制定され、風水害対策、震災対策等の「防災・減災・復旧」に対するきめ細かな内容がそれぞれ明記され、計画策定の努力に対し評価するものであります。

しかしながら、計画の目的にある住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災活動の効果的な実施を目指す重要な施策とするならば、対策の運用が計画通りに行われているのかどうか、また既存の防災計画が机上の空論になっていないかどうかの検証や点検の必要があるのではないか、疑問を生じるところでございます。

特に、その中で重要視されるの「防災訓練」ではないでしょうか。

隠岐空港では、航空機事故を想定した総合訓練を毎年実施しております。本町においても、町全体を対象とした総合防災訓練とまでは行かなくても、旧町村単位とか各地域を対象とした個別訓練を関係機関と連携しながら継続的に実施し、災害に備えるべきであり、また、このことによって、今後の各地域の自主防災組織にも反映できるものと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

池田賢治議員の分割質問一点目、「自然災害に対する防災対策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり「防災訓練」には、島根県下の防災関係機関が一体となって行う様な総合防災訓練と町や防災機関、各地域の自主防災組織や事業所等が実施する個別訓練が

あります。

個別訓練については、町や関係機関では単独又は合同で情報伝達訓練や避難所開設訓練などを選択して行っています。

また、各地域では自主防災組織等が中心となって避難訓練や初期消火訓練、地図を使用した図上訓練等を実施しており、町や消防署などの関係機関もその訓練への参加や支援を行っております。引続き、町職員と地域の防災対応力の強化を図るための訓練の実施や参加、支援を行ってまいります。

本町は、各集落が町内全域に渡り点在しており、集落単位で自助・共助による防災活動を行わなければならない環境にありますので、できるだけ多くの地域で防災訓練が実施され、複数の自主防災組織での訓練へ発展するよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○7番（ 池 田 賢 治 ）

私が質問した「防災訓練」のニュアンスが、町長の答弁とちょっと違うように感じております。私が聞きたかったのは、「地域防災計画の中に総合訓練とか個別訓練を計画的に実施していく」ということでイメージした訳でございますので、それについて防災計画に基づいたものが、実際に基づいた計画どおりに今後、防災訓練・総合訓練・個別訓練をどのように計画していくのかというところの答弁が欲しかった訳です。

病院等の医療機関においても年2回の総合訓練、個別訓練をするように医療法上で義務づけられております。町長の答弁にあったように、自主防災組織に、地域に任せるというようなことではなく、まず行政が引っ張って行って個別でも総合訓練でもいい、そういうような形でまず実際にやって見て、それが基になって各地域の自主防災の組織が規則等で定められて向上していけばいいかという質問だった訳です。その辺りは町長、どう思われているでしょう。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ご質問に少し答えていない部分があったと反省しております。

町全体を対象とした総合訓練とまではいかなくてもというご指摘だと思います。必要性については十分に理解をしております。2年前ですが県と一緒に飛行場でも防災をやっておりますが、今後も県と一緒に総合的な訓練をやって行こうと思っております。

ただ、その前にこの間の「子ども議会」でも、子どもの方からもご指摘がございましたように、子どもは防災の訓練、もちろん学校単位ですが、知って欲しいいろんなことで知

識があるのに、大人は避難場所は大分わかってきていますが、いろんなやり方を知らない。地域でそういったことを子どもより知らない大人の方が、そういった勉強をすべきだというご指摘もございましたように、まず各地域で現在やっております「防災訓練」を実施し、それが複数の近隣の防災組織と一緒にになって取り組むような形で、もう少し皆様のご理解をいただく中で大掛かりな「総合防災訓練」を実施して行くべきではないかという風に考えております。

○7番（池田賢治）

町長、今、答弁で住民の方の防災についての認識が薄いのではないかということだったのですが、先ほど町長が言われたように、12月4日に開かれた西郷南中学校の「子ども議会」の中にも防災に対する保護者のアンケートを取ったなかで、保護者もちょっと関心が薄いなというところもあったのですが。

ただ、今年の8月3日に危機管理室長も来ておられたと思いますが、文化会館において県の「防災安全の講演会」がありました。行政関係者をはじめ各企業、学校、地域の役員の方や多くの方々が来られておりました。私も自治会の役員として出席しましたが、その時に県の防災課の方からいただいたアンケート結果があります。その中で関心度が高い自然災害は何かというのがある訳ですが、70%以上の人は大雨・台風・地震・洪水・津波というのに関心が高い訳です。また、ハザードマップにおいても74%の方がレッドゾーン・イエロゾーンの、は32%の方が防災訓練への参加という回答を得ております。

隠岐の島町の住民の方のアンケートのように、防災に関する住民の関心度は非常に高い訳です。ですから、防災計画の中に総合訓練、個別訓練を実施すると明記されておりますので、是非、計画的に実施すべきであると考えますので、再度どのような計画でやっていくのか見解をもう一度伺いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

8月3日の「防災安全講習会」でのアンケート調査結果、私も見ております。77名の方がアンケートに答えて、避難所を知っているかと言えば84%の方が知っていると。講習会に来られた方については関心があって、議員仰せのとおり各地区の代表でもあったという風に思っております。そういった中でアンケートは我々にとって良い数字が示してありますが、実際に西郷南中学校の保護者に対するアンケートについては、各家庭ではそんなに認識がなかったというアンケートも現状でございます。

そういったことも含めて地域防災に力を入れて、まず身の回りから、自治会から、小さ

な防災組織からということは、重点的にやっけて行こうとは思っています。ただ、議員ご指摘のように「防災計画」にあります総合防災訓練は、最終的に町としては実施しなければならない訓練だと思っております。そういった上から、県との協議の中で、今、具体的にいつやるの、こういった形の、というのではなく計画に沿った形で実施できるように進めていきたいと思っております。

○7番（池田賢治）

前向きな回答をいただきましたので、是非、訓練を実施していただきたいなと思います。

次の質問に進みたいと思います。

二点目の「学校教育における防災対策」について質問をいたします。

ご承知のとおり、学校保健安全法第27条において「施設・設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他安全に関する事項について、学校安全計画を策定し、これを実施しなければならない。」と定められ、また同法第29条においては、「児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成するもの。」と義務づけられています。

この学校保健安全法を受けて、次の三点について教育長に伺います。

一点目、平成30年6月に発生した大阪府北部地震において、高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が死亡した災害を受けて、この度成立した国の補正予算には、倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去・改修の予算が盛り込まれています。本町における各学校の通学路については、倒壊の恐れのあるブロック塀は、調査の結果1か所は改修し、他はないとの報告を受けています。児童・生徒の安全対策を考えた場合、頻繁に通る通学路における、災害時の倒木の恐れの方が大きい危険木の伐採を早急に実施するべきと思われます。学校安全計画の策定として、今後どのように整備計画をするのか伺います。

二点目に、国の補正予算には、学習環境の充実を図るため小・中学校などの全普通教室へのエアコンを設置すると報道されております。「隠岐の島町地域防災計画」では、本町の小・中学校は災害時の「指定避難所」として位置づけられている中で、指定避難所の整備としてペレットボイラーの導入計画に合わせ、体育館を含む学校の空調整備計画をどのように考えているのか伺います。

三点目に、各学校における避難訓練の時期・災害の種類・対象・実施回数・実施の方法などは学校安全計画の一部に位置づけられています。各学校において児童・生徒等の安全

の確保を図るため、防災教育・防災研修に関する計画や災害等発生時における学校危機管理マニュアルが策定されているのか、また、訓練等がマニュアルに沿ってどのように実施されているのか。この三点についてお伺いします。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

ただ今の、池田賢治議員の分割質問二点目、「学校教育における防災対策について」のご質問にお答えいたします。

一点目の通学路の安全対策についてでございますが、通学路の安全確保にあたっては「交通安全」、「防犯」、「防災」の三つの観点から、子ども目線で安全対策を講ずることが重要であると考えております。

小・中学校では、年2回程度、児童・生徒の登下校時の安全指導に併せ、交通安全上の注意箇所、防犯上の留意箇所、倒木等の防災上の危険箇所等の確認など、通学路の安全点検を実施しております。

教育委員会では、学校と一緒に通学路の危険箇所等を把握し、対策が必要な箇所においては、倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去、危険木の伐採、歩道の除草など、内容に応じて警察、道路管理者等の関係機関に対し改善するよう要望してまいりました。

子どもたちが、安心して通学できる状態を確保するためには、学校のみならず、警察、道路管理者、保護者、自治会等の通学路に関わる方々との連携・協働しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

二点目の体育館を含む学校の空調整備についてですが、現在、小・中学校の全ての普通教室へエアコンの設置に向けて計画を進めているところです。通級指導教室、ランチルームなどの使用頻度の高い教室を含めて、小・中学校11校で91教室の空調整備を予定しております。

ご質問の指定避難所としての体育館の空調整備についてですが、小・中学校の体育館は、多くの避難者の方々が中長期の避難生活を送るには、快適な場所ではないと認識しております。

しかしながら、体育館へのエアコン、ペレットボイラー等の空調設備の設置については、設置費だけでなく、設置にともなう各年度の維持管理、経費負担、あるいは今後の更新計画といったものを適確に把握し、各学校の事情なども考慮し、防災担当課、他の関係機関とも協議しながら慎重に検討していきたいと考えております。

三点目の学校での防災教育、防災研修についてですが、小・中学校では、各学校で策定

された防災マニュアルや安全教育全体計画に則り、防災に関する教育を授業の中で実施しております。その際、消防署や警察署などの協力により火災、地震、風水害などへの対応についての学習も行われております。

また、各学期に1回、年3回程度の火災、地震、不審者への対応などの避難訓練を実施しております。最近では、ミサイル着弾を想定した避難訓練や、保護者への確実な引き渡しを想定した訓練も行われているところです。避難訓練は、授業中や先生のいない休憩時間に実施するなど各学校で工夫された方法により実施されているところでございます。

子どもたちには、このような取り組みを通じて、防災に対する知識や理解だけでなく、適切な意思決定や行動選択ができ、将来的には、地域の防災活動や災害時の支援活動を行うことができるように育成していきたいと、このように考えております。

○7番（池田 賢 治）

先ほどと同じで、今の答弁、教育長と私の聞いたかったこととちょっとズレているかなと思っているのですが、まず第一点目の倒木の危険性のある通学路で、教育長は「安全点検を実施して、関係機関に対して改善するよう要望した。」という答弁ですが、それを実際に倒木の危険性のある物を目視して、実際に年度、年度どういう風な計画で倒木の危険性のある物を伐採していくかという、そういう整備計画はどういう風にされているのかなということが聞いたかったのですが。

二点目のエアコンの件ですが、これは9月の定例議会で同僚議員が「一般質問」をされております。町長の答弁の中では「ペレットボイラーと電気によるエアコンとの費用対効果や方法を検証し、判断する。」という答弁をいただいております。

その中で学校の体育館とか学校自体が「指定避難所」として、学校がなっているということであれば、それと併せれば、そういう観点から見た場合に体育館をどうするのかというのは何も触れてなかったですので、今回また併せて質問したわけですが、避難所に指定されている県立の体育館のエアコンの設置については、国の方は支援するというような報道があったのですが、ペレットボイラー導入によって、避難所指定されている体育館については、国の制度が小・中学校の体育館についてはどのようになっているのか情報収集や財源確保のために、その後調査をされたのかという点もお聞きしたいのですが。

○番外（教育長 村 尾 秀 信）

通学路における、危険な倒木等の恐れのある木の伐採方法を計画的にやったらどうかという質問ではないかと思いますが、台風の後や雪が降った後等には学校に連絡をして、危

険な木等については、学校から常に危険木を知らせてもらって対応しているという状況ですが、できればこちらの方もそういった予測を早期に学校と一緒にあって計画が立てられるものについては、子どもの安全のためにそういった対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

体育館の空調設備の設置についてですが、9月以降の国の補正予算の措置については体育館は入っておりませんでしたので、今のところ教育委員会として体育館に設置するのは難しく慎重に検討しながら、今後考えていきたいとこのように考えております。

○7番（池田賢治）

もう一点、三点目の「学校の危機管理マニュアル」の件ですが、次期防災計画の中に「今後、学校の危機管理マニュアルを町としても促していく」という表現がされていたので、私は、防災計画は26年制定されておりますが、その後に、今、答弁があったように「危機管理マニュアル」が制定されたのか、それ以前からあったのかというのが疑問があった訳で、そしてもう一点、答弁の中にありましたように避難訓練を年3回行っているということですが、今年、連合婦人会から防災頭巾を寄贈していただきました。これを活用した防災訓練は、今年度やっておられるかどうか、この二点お聞きします。

○番外（教育長 村尾秀信）

一点目の防災マニュアルについてですが、従来学校にはいろんな子どもの安全を想定して大変膨大なジャンルの「危機管理マニュアル」が国や県の指導の下にできております。

池田小学校で子どもが殺傷された事件がございましたが、その後直ぐ受けて、国・県から不審者への対応についても防災マニュアルが逐次更新されていき、ずっと積み上げたものがございまして、既に、その中に町の「地域防災計画」に基づくようなものも学校には存在しており、後は地域の実情に応じて、また学校のおかれている条件に応じて「防災マニュアル」を更新したり、地域の実情に合わせて計画を練るというように規定されておりますので、そのように作られたものがあるということでございます。

二点目の防災頭巾の件ですが、昨年の3月にいただきまして、今のところそれを使用した防災訓練等については聞いておりません。

○7番（池田賢治）

今の答弁ですね、各学校が「防災計画マニュアル」を作っているということなんですが、学校が指定避難所ということで防災計画になっている訳ですので、例えば西郷中学校は「2次避難所」になっている、その鍵は誰が、どのようにどうするのか、その地区が2次避難

所に避難する場合に、誰に連絡すればいいのか等がマニュアルにきちんと明記されているかどうか、ちょっと心配だった訳ですが。それについてはどうでしょうか。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

避難所の運営については、危機管理室と連携しながらそれぞれの学校の実態に合うような運営計画を作ってまいりたいと、現在、検討・協議を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

また、避難する場合に鍵の所在がどこにあったらいいのか、学校管理者としての学校運営における校長の位置づけだとか、あるいは町から来た職員との役割分担をどうするのか、現在検討して各学校の実態に沿うような対策を今、検討しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○7番（ 池 田 賢 治 ）

内容は分かりましたので、是非、各学校における児童・生徒の安全確認を図る上からも、マニュアルを随時整備しながら防災対策をしていただきたいとお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、池田 賢治議員の一般質問を終わります

ここで皆さまにお諮りします。

本日の会議を、午後7時まで時間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

次に、4番：石橋 雄一 議員

○4番（ 石 橋 雄 一 ）

通告に従いまして、二点ほど質問させていただきます。

まず、「隠岐の島町の財政運営」について伺いたいと思います。

平成29年度から一般会計予算はおよそ20億円程度ずつ増え、平成31年度まで続くことが中期財政計画の中で示されています。この事が島内経済に与える影響について町長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

新庁舎建設、防災無線整備などが増加の主な原因という風に伺っております。この大幅な予算増は建設業、建築設備業はじめ多くの島内外業者にプラス面マイナス面含めて多大な影響を及ぼすものと考えられますが、以上を受けて伺います。

現在までのところのプラス面、マイナス面をどのように捉えておられるのか伺います。

2 つ目にマイナス面というのがございましたら、是正への対応はどのように行われるのか伺いたい。最後にこれは確認ですが、財政運営の方向と平成 32 年度以降の予算措置の考え方について、町長はどのように考えておられるのか。中期財政計画の方向性、考え方について、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問一点目、「隠岐の島町の財政運営について」のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ここ数年大型公共事業が相次いで実施され、今年度の予算規模も合併後最高の予算額となっているところでございます。

これら大型事業の実施、加えて民間の大型事業の実施にあたりまして、島外から様々な業者が来島され大きな経済効果をもたらしていると考えております。長期に滞在されれば必要物資の需要が高まり、小売店の売り上げも伸びることが期待できます。

一点目、二点目のマイナス面の影響につきましては、特に生じていないと考えておりますが、強いて言えば島外の業者が長期間宿泊施設を確保するため、観光客の宿泊が制限された事案があるとは聞いております。

これらの対策を直ぐに講じる考えではありませんが、観光協会等にも情報をいただき必要があれば対処していきたいと考えております。

三点目の、財政運営の方向と平成32年度以降の予算措置の考え方でございますが、平成 32 年度より普通交付税の特例措置が終了いたします。限られた財源の中、事業目的及び方向性を明確にし、持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

財政硬直化とならないよう、歳入・歳出のバランスをとりつつも、町の将来的な発展を図ることを目標に、重点施策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4 番（石橋 雄一）

再質問いたします。

町の予算措置が島内経済に与える大変な影響というものを、本当に真剣に考えるべきかなと思うのです。空港建設の際に、およそ 270 億円というお金が投下されて島内経済も非常に活気を向かえて、言ってみれば“バブル”の様相だったと思うのですが、そのバブルの時に踊った経営者もいっぱいいて足元をちょっと見失って、空港の終わった後に倒産し

てその後に苦しい人生を迎えられた、という人が多少おられたということも伺っております。自己責任と言われたらそれまでですが、先ほど同僚議員の説明もありましたが、財政運営の方向とか措置の方向、額といったものを分かりやすく住民の皆さんにお知らせすることが非常に大事なかなと思います。

そのことが一つと、中期財政計画の計画方向として自主財源を増やすということについて、町長はどのように考えておられるのか。要するに補助金頼みの町財政運営だと思えますけれども、ここの財政難も予想されておりますが、この突破口としての自主財源の獲得に対する施策を今後どのように考えていかれるのか、その辺りをお伺いしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

大型公共事業についての経済効果はあるように答えておりますし、先ほどの空港建設に伴う経営者のお考え、そこはちょっとご指摘のとおり私に関与する部分でもございません。住民の皆様には「財政計画」は当然、大型事業の実施という点でなく町の責務として、先ほどお答えいたしましたように、分かりやすく「中期財政計画」をお示ししていきたいと考えております。

もう一点の自主財源についてですが、現在、固定資産税をはじめ自主財源は伸びております。残念ながら法人税についてはそんなに伸びはないですが、この十数億という自主財源を確保すること自体も他町村においては難しいところ、我が町では少しでも自主財源が伸びているという現状がございますし、こういったことにあわせてインフラの整備を行う中で自主財源を伸ばしていこうという部分もございます。

○4番（石橋 雄一）

私が申したいのは総合戦略であったり、総合振興計画上における自主財源の獲得の方法についてどのように考えられているのか、住民税、法人税、固定資産税等々になっていくと思いますが、その辺りのことをちょっと聞きたかった訳ですが「真剣に取り組む」というお返事ですので、それは控えたいと思います。

続きまして、二番目「島内観光の現状と今後について」の質問に移ります。

9月定例会において島内観光の現状として有人国境離島特措法、航空機利用促進活動により誘客活動はスムーズになってきているが、一方で町内受け入れ態勢はホテル、旅館などの部屋不足が顕著になってきており、またレンタカーの不足、昼食が食べられる店が少ないなどの声が寄せられており、情報収集に努めているとの答弁がありましたが、私が町

内で業者の皆様にご聞のところによりますと本年5月あたりから観光の客足が伸びてない、また土産物等の売り上げが3分の2ぐらいまで激減しているというような話も聞いております。このことは隠岐汽船の値上げ理由の一つにも挙げられておりますが、観光客も明らかな減少傾向かなと思います。理由として、西日本を襲った災害が原因と推察しますが、この度の予算増により、ビジネス、工事関係者の流入が増え、宿泊施設、ホテル、民宿の需要が高まり、観光の受け皿を圧迫している可能性も否定できないと考えられます。

現在、宿泊施設においては11月に入っても一か月先まで見通せない深刻な状況である、という話も聞いております。私も個人的に2件ほど島外から来られた方と話をしましたが、11月の段階ですが「この次、いつ来られるか分からない。」と、ビジネスの展開も少し支障が出ているとの情報も得ています。今夏は幸い観光需要が減っていたため大きな問題になっていませんが、このままの状況で来年を迎えると、島内観光に対するダメージは相当大的なものが予想されていると思います。一度離れたお客さんはなかなか取り返すのが難しいのは商売の鉄則ですが、空き家、廃校になった施設など含めた対策も含め、来年を見通した時、可及的速やかな対応が望まれると思いますが、以上を受けて伺います。

「観光戦略推進会議」の進捗状況について伺いたいと思います。そしてそれを受けて、浮かび上がってきた課題、問題点について、推進会議の中でどのように話されているのか少しお聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、石橋議員の分割質問二点目、「島内観光の現状と今後について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「観光戦略推進会議の進捗状況について」のご質問でございますが、基本的な進め方につきましては、9月定例会で答弁させていただいたとおりでございます。先般、第2回目の会議を11月30日に開催しまして、各団体が実施しております事業の進捗状況と合わせ、予算編成に向けての項目の点検など、確認を行ったところでございます。

また、今回は各委員の方へのヒアリングを行い、事前に集約をした上で、意見交換を行うなど、現場のニーズと計画を照らし合わせながら行ったところでございます。

今後も、観光協会をはじめとする各団体や事業所と密接に連携を取りながら振興計画の具現化に向けて、目的とする効果が獲得できるよう鋭意実施してまいります。

二点目の「課題、問題点についての対応を今後どの様に考えられているか」のご質問でございますが、本年度のここまでの動向につきましても、基本的には、9月定例会で答弁

させていただいたとおりでございます。

10月に入りましてから、町と隠岐の島町観光協会及び商工会との連携によりまして、宿泊キャパの不足は施設の問題なのか、人手なのか、また別に要因があるのか、といったことをより分析するために、町内事業所のヒアリング調査を行っております。その結果を踏まえ、町としてより有効的な方策を見極めていきたいと考えております。

○4番（石橋雄一）

再質問いたしたいと思います。

10月に入りましてから云々ということで、町内事業所のヒアリング調査を行っている。ほぼ9月の定例会の時と同じお答えですけれども、この調査というのはいつまでに行うのか、いつ結果として反映させるのか、と言うのが聞きたいのと、質問の中にあった観光客が減っていることについて情報を把握しているのか、そして、そのことを観光推進会議の席上で話をしているのか、という点について聞きたいのですが。

今年も「第1回観光推進会議」が9月1日でした。このままでいくとおそらく次の会議は1月か2月、おそらく2月ではないかと思えますけど。データーを調べたのが反映されるのがこのままでいくと4月以降になると、そうすると第1回が催されるのがまた9月になるのではという感じがしますけども。この辺の調べる時期と実施される時期について、この関係性についてどのように考えておられるのかお聞きします。

○番外（観光課長 鳥井 登）

観光課の方からお答えをさせていただきたいと思います。

商工会・観光協会、我々も内容については、隠岐支庁の県民局の方も共同しながら進めております。できるだけ早くとは考えておりますけれども、ほぼほぼ現場の方のヒアリングはまもなく終了すると伺っております。早ければ年内、まとめて分析は秋になるやも知れませんが、遅くとも1月までのところでは集約していきたいと思っております。

観光客の減少ということにつきましては、議員仰せのとおり、岡山・広島の影響等々の影響を受けていることは事実であるということは確認しております。今、数字は手元に持っておりませんので申し上げることはできませんが、隠岐観光協会、それぞれの事業所等々の話の中からも確認はいたしておりました。

それらの状況を戦略会議の中で扱われているのか、と言うことでございますが、情報としては提供いたしておりますが、戦略会議そのものは観光振興計画の具体的な事業を推進して行くための会議ということで、関係各者に集まっていって行っているものでござ

いますので情報把握としては共通認識しておりますが、特段それに向けての具体的な案を、何を打つのか議論をした場面は先般の会議でもございませんでした。

今年のスタートが確かに9月ということで、これは大変遅れていたと思っております。その会議冒頭でも、本来ですと年度早々に開催しなければならないと思っておりますと、皆さまにお詫びを申し上げて進めていったところでございますので、次年度に関しましては年度早々から会議の方は動かしていかなければいけないと考えております。

○4番（石橋 雄一）

答弁ありがとうございます。

私が今、島内の観光について考えるところをちょっとしゃべりたいと思うのですが、今の観光がかなり危機的な状況を迎えているのではと捉えております。かなりスピードを上げて対応しないと、隠岐の観光はこのまま駄目になっていくのではと思っているのです。それぐらいの危機感を持って答弁しているつもりなんですが、その辺の危機感というか、島内の観光状況について町長はどのように思われているのかということを知りたいのですが。

○議長（石田 茂春）

町長、通告外ですので、答弁はいいです。

○4番（石橋 雄一）

はい。以上で終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、石橋 雄一議員の一般質問を終わります。

ここで、16時30分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 16時19分 ）

○議長（石田 茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 16時30分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、14番：遠藤 義光 議員

○14番（遠藤 義光）

私たちは隠岐ユネスコ世界ジオパークに住んでいます。私たちはこのことで、大いなる誇りと小さな優越感を共有しているのではないかと考えております。大いなる島の自然と歴史文化、島人の営みは訪れる人々に癒しをあたえ、心を魅了してやまないことだと思い

ます。大きな感動と思い出を心に刻むことでありましょう。

しかし、私たちにはまだまだ生活エリアの環境整備を進める必要性を感じます。小さなことではあるかも知れませんが、その一つに隠岐の島町斎場愁霊苑の周辺の環境整備があります。愁霊苑は町のために尽くして来られた方々との最後のお別れ、お見送りするかけがえのない場所であります。静粛、荘厳、平安を感じることでできる周辺環境の整備が望ましいとお考えになりませんかでしょうか。

施設周辺の道路の除草等、必要最小限の作業は行われてはいるものの、周辺の町有地は手入れがされていない荒廃状態で、好ましい景観とは言い難いと思うのは私だけではないと思います。

それにもまして駐車場は必ずしも十分に広いとは言えず、時には駐車場に入りきれない参列者の多くの車両が、路上に違法駐車を余儀なくされている場面に出くわすことがあります。周辺は広い町有地であり、せめて碎石を敷均^{しきなら}して駐車スペースを広げることぐらいは可能だと思います。少なくとも参列者に違法駐車者をさせることのないよう、早急に対処すべきとお考えになりませんかでしょうか。

その上で、年次計画を立てて植樹をするなどして公園化しては如何でしょうか。

以前に、島根県林業課のキャッチフレーズでありました「まず道端から100m」、間伐の進めでありました。100mとは言いませんが、10mの環境整備から始めたらと思います。誰もが必ず新しい世界に旅立つ、そのお見送りする場所に相応しい清々しい環境に整備しては如何でしょうか。

そして、隠岐の島町はなんと素敵なおところなんだと。「生まれて・住んで・来てみて良かった。」と、葬儀に参列される方々の中には島外から帰省される方もおられるでしょうし、初めて隠岐の島に葬儀参列に来られる方おられるかも知れません。そういう方々が、この場所までも素敵だという環境にしては如何でしょうか。

「生まれて・住んで・そして来てみて」と、三つの良かったが町の隅々に響き渡る取り組みを望んでやみません。町長のお考えをどうぞお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、遠藤議員の「隠岐の島町斎場、愁霊苑周辺の環境整備について」のご質問にお答えします。

愁霊苑の周辺の土地につきましては、平成14年に最終処分場埋立地の役割を終え、焼却灰や不燃物の上に被覆土を施し平成16年に造成工事が完了しております。その後3年間水質

検査及び発生ガス検査を行い、平成21年に最終処分場の廃止届が受理され、現在に至っております。

施設廃止から10年余りが経過し、荒廃した土地となっておりますが、いざ公園整備を検討した場合、敷地造成や土壌改良など多額の費用が必要となることが想定されますので、現段階では難しいと考えております。

また、ご提案の駐車場スペースの活用についてでございますが、現在、隠岐の島町が指定管理しております、斎場「愁霊苑」につきましては、火葬時における駐車スペースは、十分に確保できているものと認識しております。葬儀・告別式における駐車スペースにつきましては、それらを執り行う民間業者の責任において確保すべきと考えております。

しかしながら、植樹という手段は周辺の環境整備に対して有効と考えますので、実施について検討してまいります。

今後も愁霊苑及び周辺環境の適正な管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（ 遠 藤 義 光 ）

町長ご答弁をいただきましたが、再質問させていただきたいと思います。

駐車スペースにおいては町の責任ではないと言うことでありますが、指定管理に出している施設であって、「斎場」というのは全てをやるのが斎場という言葉の意味だそうですが。今では、端的に言えば単なる「火葬場」だけの位置づけになっているのかどうか。名称だけが斎場で、どうもそのような解釈に聞こえますが。

駐車スペースをはみ出す車がいっぱいあって、周辺の交通状況に好ましい状況でないというのは皆さんも目にしていると思いますが、指定管理を受けている業者の責任であるというなら、そこら辺は町としても指導等していただいて「うちは知らんよ」ではなく、指定管理している町としては、その辺は協議しては如何かなと思います。

いわゆる、かつての島後町村組合で行っていた「ごみ処理場」の跡地、この跡地の問題が長年の、八田地区においては迷惑施設という位置づけがあったように記憶もしておりますが。

ご答弁の中では、「敷地造成や土壌改良に多額の費用が掛かるので、公園化は難しい。」ということでしたが、これは都会地にあるようなお金の掛かるような公園化というのではなくて、植樹をしてと申し上げたのは自然公園的な公園であって、敷地造成をしたりお金を多額にかけるような公園化ではないので、公園化については高い理想をお持ちだなと思

っていささか感服いたしました。

私が申し上げるのは、先般設立されましたシルバー人材センター、こういった所の皆さんでも十分できる仕事で公園化できると考えます。まず道端から 10m、是非、取り組みをしていただきたいと思います。町長答弁は「実施する。」と、こういうお答えでよかったでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再質問にお答えをいたします。

愁霊苑についての駐車スペース、私も実際に駐車スペースからはみ出して道路に停めておられるのを見ております。よくないと思っております。

今回の答弁をさせていただきましたのは、愁霊苑という施設の駐車場は前と裏にある施設、あれが全て町有地で設置したものです。ただ、今要因となっていますのは、告別式において民間の施設を活用される場合に駐車スペースが少なく、道路に出ているのが現状だと思っております。そういった面から、民間の業者の責任において確保すべきであり、その場合に町の方にご相談いただくということは、それに応じようという考えは持っております。ただ、私の方で町が改めて、民間の施設に活用する駐車場として設置する考えがない、という答弁にさせていただいております。

跡地利用につきまして、先ほど念押しがございましたが「植樹」という点につきまして「やる」という方向で考えております。先ほどの公園化の話が、私の考えがあまりにも大きいというご指摘がございましたが、植樹はやってまいりますので、またその植樹の時にある程度の考え、計画をまとめてみたいと思っております。

○14番（ 遠 藤 義 光 ）

ありがとうございます。植樹と申し上げましたが、単に植樹だけでなく、現在生えているものは自然に生えてきたものです。その中にそのまま活用できる木もあります。うまく利用できる木は利用して、そしてその中に隠岐の島固有の樹木を植樹して、プラスアルファで小さな経費でも良い環境ができる工夫・検討をしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、遠藤 義光議員の一般質問を終わります

最後に、9 番：前田 芳樹 議員

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは、早速ながら質問に入らせていただきます。

まず一点目、「水産加工場建設への取り組みのその後」についてです。

平成 26 年 6 月定例会で私は、「今、島には安定的な雇用拡大が見込める大規模な殖産政策が必要だ。そして、昨今の島の経済は地盤沈下をし、働く場所も少ない。思い切った産業経済の建て直し政策を打ち出さないことには隠岐の島町は急激に衰退して行くだろう。民間活力もなく仕事の無いところには人は住まないのは当然でございます。そして、島の経済を建て直せるだけのボリュームを期待できるのは本町では水産業ではないか。島の水産業は、大きな加工施設がないために、素材のままで安く出荷せざるを得ず付加価値の付けようがない状況だ。付加価値を付けられる加工部門を境港に譲る必要はない。缶詰め向きの安い素材と未利用資源が隠岐の海には大量にある。100 人程度が働けるような大規模な缶詰め工場を整備して仕事場をつくるべきではないか。」と提案質問をしています。この時には返答として、「本年度は、踏み込んだ調査検討をすすめ、スピード感を持って水産加工場の整備実現に向けて取り組み、雇用の場の拡充と定住促進に繋げる。」との返答でありました。

平成 27 年 3 月定例会でもですね、「島の人口構成は既に逆ピラミッド型になり、早く対策を講じなければ急激に様々な弊害が発生し、社会的機能が寸断される。大きな危機感を持って人口減少に歯止めをかける施策の立案・展開が求められる。それには、大規模な事業所の設置しか課題解決への糸口はない。民間活力がない今は行政主導で働く場所づくりに取り組むしかない。以前、提案していた 100 人程度が働ける大規模な水産加工場の設置は、その後どのような状況ですか。」と、再度質問をしております。

この時には、「水産加工場は本町の重要案件と位置づけており、新年度では漁業関係者を交えて施設の整備方法・運営事業者などの検討を行い、事業実施に繋げたい。」との返答でございました。

最初の提案質問から 4 年半が経過し、2 度目の質問から 3 年 9 か月が経ちましたが、2 回ともとても前向きな返答であったにも拘らず具体像が芳しく見えて来ないので、これまでの経過を踏まえて次の二点についてお尋ねをし、今後の取り組み姿勢をお伺いいたします。

その一点目です。建設に向けて定置網の魚で実証試験をして来ましたが、その結果と今後の見通しはどうかという点についてです。

全国的に三セク事業方式は取らないようになってきた状況下と、行政主導で事業実施を

して失敗したときのリスクを恐れることなどで、「慎重を期して最初は小規模な実証試験から取り組む・・・。」とのことでございました。そして、定置網で獲れるアジの冷凍出荷に取り組んでいました。これまでに多くの人が働ける缶詰工場を質問してきたのにどうも違う方向に行きそうです。様々な実証試験をやってみるのは当然良いのですが、これでは一次加工の範囲であって、素材出荷と大差はなく大きな付加価値は得られません。多くの人々が働ける場所づくりには繋がらないと思われます。定置網全体での水揚げ高は3億円余りで半数以上が鮮魚出荷向きの魚でありまして、加工向きは半額以下と想定されるので、雇用拡大には大きな期待はできそうにない数字でございます。大量にある巻き網のアジを想定しての試験なら理解できるが、その実証試験の結果はどうであったのか、これまでにどのような検討をして来られたのか、加工場建設への見通しをどう捉えているのかお伺いをいたします。

二点目ですが、膨大な量の巻き網の魚を活用する大規模水産加工場の建設を急ぐべきではないかという点についてです。

優れた食品としての評価が高くなったサバ缶は、需要に追いつかず店頭に出るほどで、4年前には考えられなかった状況だといえます。経済のグローバル化とともに缶詰めは地球を駆け巡る輸出品としての価値を増大させているようです。また、世界は誰もが承知のように魚類たんぱく質の争奪戦となっているのです。長期保存ができて販売リスクも低い缶詰めにむいたサバ・イワシ・アジの素材量は、本町の周辺には膨大にあるのです。島前と島後の巻き網の境港への水揚げ高は70億円にもなっていますが、豊漁時には境港の仲買人に安く買い叩かれているといえます。巻き網の経営者の話では、「隠岐に最新式の全自動製氷所と大規模な冷凍庫を備えた水産加工場ができれば、順番で運搬船1船ずつを西郷に水揚げするのだけれどなあ。隠岐の島の地域経済のために貢献したいのだが・・・。」とのことでありました。付加価値の少ない冷凍魚や干物を想定することは止めて、国内はもとより輸出にも対応できる特色ある缶詰めの加工場を想定するべきです。マサバ・ゴマサバ・イワシ・アジ・紅ガニ・バイ貝・サザエ・イカ・マルゴなど、絶えず一定量の原材料を冷凍貯蔵して安定供給できるようにすれば、膨大な量の巻き網の魚と他の漁業の豊富な素材を活用できる缶詰め工場が雇用の拡大策に合致できるはずでございます。

せっかく本町には水産高校があって、船員の養成と水産加工技術の習得をしているのに、島内に水産加工業に関する事業場が無いために、卒業生の大多数が島外に出て、他産業に就業せざるを得ない状況もあると思います。特に、習得した水産加工技術と知識を活かせ

る事業場を用意して、若年層の定住促進に繋げるべきではないでしょうか。

役場職員の方々に缶詰め工場の企画・立案を求めるには無理もあろうかと思えますし、漁業関係者たちは、利害得失と本業があって事業体になることには困難さがあるかと思われま。必要な設備を用意して、缶詰の製造・販売をしている大手水産会社の子会社を設立するとか、大手水産会社に経営に参加していただくような企業誘致方式に取り組んではどうでしょうか。始めは100人雇用とまでは行かなくても、5人や10人雇用ではなくて、大規模水産加工場の建設を急ぐべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「水産加工場建設への取り組みのその後」についてお答えいたします。

一点目、実証試験をした結果と加工場建設への見通しについてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成28年度において定置網で水揚げされた鮮魚のうち、マアジの冷凍出荷について試験的に実施したところ、結果としては品質・味ともに高い評価をいただいているところです。

しかし、加工業として経営を成り立たせていくためには、1日当たり2トン、年間500トンの鮮魚を確保する必要があり、島内の定置網船団をはじめ良質な鮮魚確保のための調査が改めて必要であると判断しているところでございます。

また、冷凍出荷のための加工場を建設するにあたり、最低限整備しなければならない設備として、魚の選別機や冷凍庫、保管庫等が必要となり多額の初期投資を要することが見込まれます。

さらに、加工場の規模や場所の選定、採算性、市場調査などの詳細な分析のほか、漁業者の皆様や本土の加工業者、地元金融機関との調整など解決しなければならない案件も多く、現時点においては本町水産加工場検討会議における議論が停滞しているところでございます。

二点目の、巻き網漁の魚を活用する水産加工場の建設・企業誘致についてでございますが、議員ご承知のとおり隠岐水産高校で製造・販売されている各種缶詰は、本土で開催される物産展や隠岐の島町郷土会等で大変好評を得ており、いずれの会場におきましても即座に完売する状況であると聞いております。

ご提言の巻き網漁による漁獲物を活用する大規模水産加工場を整備し、水産会社の設立や企業誘致に取り組むことについてでございますが、原材料の安定確保や、設置場所、加

工品目の選定など漁業者の皆さま、JF しまねをはじめ本土の大手加工業者など関係機関との調整が必要な課題が多く、一朝一夕にはいかない状況にあります。

水産加工場建設は、豊富な水産物を活用した第6次産業の創出による水産業の振興や、若年層・UI ターン者のための新たな雇用の場の確保として重要な施策と認識しておりますことから、検討会議における議論を早急に再開し、運営を含めた総合的な見地により検討を深めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

本町の重要案件と捉えておりますという返答が繰り返されて来ましたが、その割には違う方向へ行っていて、そしてまた、具体化が遅いなという感じがします。この具体的な部分の質問については、次の議会に譲ることといたしまして、次に進みます。

大項目の二点目です。FRP 漁船の廃船処理対策についてです。FRP 漁船の廃船処理に補助事業対応策を企図することはできないか、という点についてでございます。

全域の漁港港湾周辺に廃船となった FRP 漁船が放置状態で、その数も多く、20 トンを越える大型のものもあります。係留されているものは港湾の機能障害となり、陸上に放置されているものは大きく景観を害しております。綺麗な島にするためにはこのまま放置しておく訳にはいきません。車と同様に所有者の責任で処分すべきものでございますけれども、素材が FRP であるために車の 10 倍の処分費がかかるのでございます。FRP を小さく切断して本土の産業廃棄物処分場に運ぶことになる訳であります。所有者が亡くなったり、漁業者が高齢化し、魚価の低迷で、一部の者を除いて漁業所得が急激に減少をした中で、高額な負担を求められるので、つつい放置状態が続いているようであります。財政需要にいとまもなく、町が助成制度を創出して対策を講ずるにしても困難な部分があるかと推察されますけれども、景観保持と港湾機能の回復の為には、遠からず対策を実施する必要があるのではないのでしょうか。以前に提案質問したことがございますが、この懸案について何らかの補助事業対応策を企^き図^とすることはできないのか、町長の見解をお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

次に、前田議員の分割質問二点目、「FRP 漁船の廃船処理対策」についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、町内各漁港や河口部には、未稼働の漁船が多数係留されたり陸上に放置されたりしており、景観上も悪影響を及ぼしているとともに、漁業の就業に支障をきたしている状況であります。

ご質問の「FRP 船の廃船処分に何らかの補助制度を企^き図することは」についてでございますが、現在の処分方法は、島内の産廃業者により切断・破碎といった一次処理を行ったのち、フェリー等により本土に移送し最終処理をしており多額の費用を要することは承知しております。

町といたしましては、廃船所有者の高齢化や廃業等で処分費用の負担が困難となり、処理が進まない現状に鑑み、ご提言の何らかの支援について検討する時期に来ていると感じておりますが、以前にも一般質問の場でお答えいたしましたとおり、JF しまねや島根県の指導を仰ぎながら他地域の状況も調査の上、本町としての支援のあり方を、他の制度との整合性を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

以上といたします。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日 12 月 11 日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 17時05分 ）

以 下 余 白